

フランス革命期法における親権制度改革

目次

- 一 はじめに
- 二 親権の対象
- 三 封印状の廃止—懲戒権の制限(その一)
- 四 家族裁判所の創設—懲戒権の制限(その二)
- 五 懲罰的相続廃除権の廃止
- 六 おわりに

小野義美

## 一 はじめに

(1) 一七八七年の「貴族革命」にその胎動をみ、一七八九年七月一四日のバスティーユ攻略を契機に本格的展開を遂げたフランス革命は、従来の絶対主義的専制的国家体制を打倒し、新しい市民国家体制を樹立した。フランス革命は、市民革命としての性格を典型的に帯びた革命であり、新しい市民国家体制の構築に向けての法制度の全面的改革(法律革命<sup>1</sup>)の点においても重要な展開がみられた。即ち、一七八九年六月一七日に全身分会議を再編・改組して成立した国民議会は、封建制廃止の作業を進めるとともに、憲法制定事業に着手した。憲法制定国民議会は、まず人権宣言の起草から開始し、八月二六日に「人および市民の権利の宣言」(二七カ条)を採択した。ついで、人権宣言に示された諸原理に基づいて国家権力の法的編成を行うべく憲法典の起草を開始し、一七九一年九月三日には、いわゆる一七九一年憲法を採択した。この一七九一年憲法は、先行して採択された人権宣言を冒頭に掲げ、封建制の廃棄を宣言し、それらを踏まえた国家機関の編成等、市民国家形成の基本原理を示したものであり、これにより新たな市民法秩序の具体的形成のための基礎付けがなされたのである(「法律革命」の完了)。

そこで、市民革命期においては、上記人権宣言によって定立された「自由」と「平等」の観念<sup>3</sup>を指導理念として、近代市民社会に適合的な新たな家族関係のあり方が追及されていくことになる。<sup>4</sup>とくに親子関係のあり方は、家族関係における重要な要素であり、アンシアン・レジーム下においては封建的支配秩序の一環として親(父)の子に対す

る權威的支配關係の維持・強化が図られただけに、革命期における親権制度の改革作業は重要な課題となる。

ところで、これらの市民革命期における一連の改革作業は革命期立法として把握され、今日、次の二重の観点から、その重要性が指摘されている。第一はこの革命期立法に引き続き進められた一七九三年七月からの民法典編纂作業およびその成果としての一八〇四年ナポレオン法典との関連性についてである。かつては、革命期立法を革命の特殊な所産としてのみ評価し、私法史上の独自性を否定する考え方(いわゆる「中間法 droit intermédiaire」としての位置付け)が強かったが、現在では、ナポレオン法典に対し重要な影響を与えたことが種々分析され、ナポレオン法典の不可欠の前提条件としての位置付けがなされている<sup>(5)</sup>。第二は、革命期立法の「現代性 moderne」の指摘である。

この指摘は、当初は、R. Szankiewicz によってなされ、現代の諸立法が革命期の立法内容と驚くべき類似性をもっていることが示された<sup>(6)</sup>。このような革命期立法の現代性の視点は、その後、さらに I. Théry らによって発展的に受け継がれた。即ち、家族に関する革命期立法は、長い間、無視され、最もよく言って一瞬のかつ理想主義的な挿話として、悪く言って家族の破壊の幸運なる失敗の試みとして考えられてきたが、その内容は驚くべき現代性をもっており、最近の諸改革を予示するが如きであるとして、単なる中間法として余りにもしばしば軽視されてきた革命期法の歴史的重要性を示す諸作業を十分に認識させることが重要である、と指摘されている<sup>(7)</sup>。

そこで、本稿は、以上のような革命期立法についての積極的な評価と位置付けの必要性を踏まえた上で、そのような革命期立法において親権制度に関する改革がどのような経過と内容で行われたかについて分析・検討しようとするものである。フランス親権制度は、第五共和制下の一連の家族法改革の中で、一九七〇年六月四日の親権法の全面的改正により新たな段階を迎えた。この一九七〇年親権法の意義と法構造についての全面的検討はようやく開始されたばかりである<sup>(8)</sup>。この目的を達するためには、フランス革命以降、一九七〇年親権法に至る法発展の歴史的経緯を踏ま

説  
えた検討が必要であろう。フランス家族法史の研究については革命期、法典期、修正期、改革期に即した分析の必要性が指摘されているが、本稿も同じ認識に立ち、このような将来的展望の下で、その出発点である革命期に焦点を当てて論ずるものである。

(2) 革命期における親権制度改革の分析に当たり、予め改革の全体像を鳥瞰しておく<sup>(11)</sup>。親権制度改革においては、子の財産管理に関してはみるべき立法がなく、中心は子の身上に関するものである。まず、第一に親権の対象について、一七九二年八月二八日のデクレにより、家父長権 *Patria Potestas* が廃止され、親権の対象が未成年者に限定されるとともに、同年九月二〇日のデクレにより、成年は二一才と定められた。また、同デクレにより、婚姻同意権についてその対象は男女を問わず二一才未満の者に限定された。第二に、一七九〇年三月二六日デクレにより、従来懲戒権行使の重要手段であった封印状 *lettre de cachet* が廃止された。第三に、封印状廃止に伴う子の懲戒問題への対応として、一七九〇年八月一六日デクレにより、六〜八人の親族、友人らにより構成される家族裁判所 *tribunal de famille* が創設され、親の懲戒権行使の適正化が図られた。第四に、一七九三年三月七日デクレにより、従来婚姻同意権違反への制裁として、あるいは不行跡な子に対する懲罰として行使された相続廃除権が廃止された。

そこで、以下においては、摘示の順序に従い、関連のデクレの成立過程と内容について分析・検討することにする。なお、これらの作業を行うについては、時期的には、原則として、国民議会成立以降、一七九三年七月の民法典編纂作業開始までに限定するものとし、テルミドールの反動を経た革命期末期における立法作業には触れない。また、資料としては、中心的には、国民議会、立憲議会、国民公会における『議会議事録 *Archives Parlementaires*』<sup>(12)</sup>に依拠して進めるものとする。

注

- (1) 「法律革命」の概念については、稲本洋之助「フランス法入門(一)」(法学セミナー、一九七四年三月号)一五七頁、同「ブルジョア革命、資本主義の発展とブルジョア法体系の成立・展開(フランス)」(天野他編『マルクス主義法学講座・第四巻』日本評論社、一九七八年)八五頁以下、参照。
- (2) 一七九二年憲法および関連諸法令については、東京大学社会科学研究所編『1791年憲法の資料的研究』(一九七二年)に収録されている。
- (3) 人権宣言は、自然法思想に基づき、「人の譲り渡すことのできない神聖な自然の権利を厳粛な宣言において提示」したものであり(前文)、その自然的な諸権利として「自由、所有権、安全および王政への抵抗」を掲げ(第二条)、それらを権利として法的に享受する基本条件が「平等」であるとする(第一条)。こうして、人は「自由」かつ「平等」な法的主体として位置付けられるのである。
- (4) 市民革命期における家族法(制度)改革の全体的分析については、遅塚忠躬「フランス革命と家族」(中川他編『家族問題と家族法・第一巻・家族』酒井書店、一九五七年)一〇六頁以下、稲本洋之助「市民革命の家族観」(青山他編『講座・家族・8』弘文堂、一九七四年)二四八頁以下(尚、本論文は稲本『フランスの家族法』東京大学出版会、一九八五年、三―三頁以下に収録された)、参照。
- (5) 稲本洋之助「フランス近代の家族と法」(家族史研究編集委員会編『家族史研究・5』大月書店、一九八二年)八頁、同前掲書、三五八頁。稲本教授は革命期立法による影響について、①革命期立法が積極的にナポレオン法典の基本構造を決定した領域(婚姻法、身分登録法、相続法等)、②革命期立法による否定によって旧制度そのものの復活・存続が妨げられた領域(親子法等)、③革命期立法が空白で旧制下の仕組みが維持されたが、関連領域の変革によってその機能が変化した領域(夫婦財産関係法等)に整理される。

(6) M. Garaud et R. Szamkiewicz, *La révolution française et la famille*, P. U. F., 1978, pp. 186 et suiv., notamment

p. 191. 稲本教授は、この「革命期立法の現代性」論について、(1)革命期法が現代に通じていることの強調、(2)「現代法の革命期性」と同義とされ、革命期法が今日なお法制度の性格決定上参照される歴史的公準であることの含意、(3)革命期法がなぜ現代法となったかの問題の提起、として位置付けられる。稲本・前掲「フランス近代の家族と法」一〇頁、同・前掲書、三六一頁。

(7) I. Théry et C. Biel, *Avant-Propos, in La famille, la loi, l'état de la révolution au code civil*, Centre Georges Pompidou, 1989, p. IX. 以下のような認識に基づき、CRIV-CNRS と G・ボンビドーセンターの歴史と社会部局の共催で、革命二〇〇年祭事業の一環として、『家族、法、国家。一七八七―一八〇四年』のテーマで一九八九年にセミナーが開催された。本書はこのセミナーでの報告記録である。また、同時期の M-F. Lévy (sous la direction de), *L'enfant, la famille et la révolution française*, Olivier Orban, 1990. も参照。また、最近では、一九九二年七月、H. Fulchiron は「フランス革命と家族法」と題する報告において、「ともかく、(一九)六〇年代の立法者が家族法の改革を企図する場合、革命期諸立法から容易に着想をうつであらう。驚くべきことに、若干の領域においては、現代家族法は革命の法よりも未だ後退していることが確認される」と結んでいる。H. Fulchiron, *La révolution française et le droit de la famille*, p. VI (一九九二年七月四日の比較法史学会・中部支部設立総会でのシンポジウム報告)。この報告原稿は三重大学・松川正毅氏の「好意による」。

(8) 一九五八年の養子法改正に始まり、一九七五年の離婚法改正で一応の終結をみせる第五共和制下における家族法改革の全容については、稲本洋之助「第五共和制下における家族法改正概要」(福島正夫編『家族 政策と法・4』東大出版会、一九八一年)二五三頁以下、同・前掲書、一七頁以下、参照。

(9) この点で、近時、フランス親権法について、ローマ法以来の歴史的沿革に治った発展過程を詳細に跡づけ、一九七〇年親権法およびその後の改正法の意義を明らかにすべく試みた、田中通裕「フランス親権法の発展」(一)〜(六)(「法と政治」三巻二号、三九巻一、二号、四〇巻一号、四一巻一号、四二巻二号)は、注目される。筆者も同様の問題関心を抱くもので

あるが、後述の如く、革命期、法典期、修正期、改革期の歴史・再編段階に即した、かつ、相互の関連付けに留意した検討が更に必要と懸われる。

(10) 時期区分については、実定家族法制の再編成という観点から、一七九〇年代の革命期、一八〇四年のナポレオン法典期、一八八〇〜九〇年代を画期とする修正期、一九六四年以降の改革期、の四区分の設定が示されている。稲本・前掲「フランス近代の家族と法」七〜八頁、同・前掲書、三五七頁。

(11) Ph. Sagnac, *La législation civile et de la Révolution française* (1789-1804), Paris, 1898, pp. 305 et suiv. M. Garraud et R. Szramkiewicz, op. cit., pp. 137 et suiv. 稲本・前掲「フランス近代の家族と法」二九〜三〇頁、同・前掲書、三八一頁。田中・前掲(一) 一〇三〜一〇五頁。

(12) J. Mavidal et E. Laurent, *Archives parlementaires de 1787 à 1860, Recueil complet des débats législatifs et politiques des chambres françaises, première série* (1789 à 1799). 以下、引用は示さず、A. P. の巻頭頁に於て。

## 二 親権 <sup>(1)</sup> Puissance Paternelle の対象

### 1 革命前の状況 <sup>(2)</sup>

アンシアン・レジーム期における親権の存在形態としては、南部成文法地方 *pays de droit écrit* ではローマ法上の家父長権 *Patria Potestas* と同様の絶対的権力が父に与えられ、父は生存する限り、子が親権解放 *émancipation*

された場合を除き、家子 *filis de famille* に対しその年齢を問わず支配権を及ぼした。これに対し、北部慣習法地方 *pays de coutume* における親権は、ゲルマン的な *mundium* と同様の保護権として考えられ、子の婚姻、親権解放と並んで成年到達により親権は消滅した。この成年到達年齢は一般的には二五才とされたが、地域慣習により異なっており、男女二〇才、男子二〇才・女子一八才とする地域等もあった。<sup>(3)</sup>

親権は、一六世紀以降、社会、経済的状況の変化に伴い弱体化傾向にあったが、国王権力は社会秩序維持の観点からその強化を図った。<sup>(4)</sup> それは、とくに、子の懲戒権および婚姻同意権の強化という形で現れた。子の懲戒権については、一六八四年の規則により、パリにおいて二五才までの不服従の子の投獄が認められ、さらに、全国的には封印状による不行跡な子の投獄・監禁が子の年齢を問わず広範囲に認められた（後述三、参照）。また、婚姻同意権については、一五五六年の勅令により男子満三〇才、女子満二五才までは父母の同意を要するものとされ、同意なしに婚姻した子に対しては相続廃除や贈与取消の制裁が課された。婚姻同意権については、その後も、一五七九年、一六二九年のオルドナンス、一六三九年のデクララシオン、と誘拐罪としての刑事制裁をも伴う形で強化された。<sup>(5)</sup>

このように、親権の対象については、親権解放された者の他、一般的に二五才の成年に到達した者も、北部慣習法地方を中心に、親権に服さないものとされたが、国王権力の家族秩序強化策により、懲戒権については子の年齢を問わず投獄・監禁をなしうるものとし、婚姻については男子満三〇才、女子満二五才以下の子が父母の婚姻同意権に服すべきものとされたのである。

一七八九年、革命的状況に対処すべく全身分會議が召集されることになり、それに向けて各地、各層より陳情書が多数提出され、親権の対象としての成年到達年齢に関しては、二五才を維持すべきとするものもあったが、他方、男女とも二一才、あるいは二〇才とすべきとするものもあった。<sup>(8)</sup>

## 2 成年到達年齢

(1) 成年に関する最初の議論は、憲法委員会より提出された代表制における代表資格に関して行われた。

一七八九年九月二十九日、「Thouretは憲法委員会の名において代表制の基礎に関する報告を行い、「第一次会 *Assemblée primaire*」の構成員となりうる資格（即ち、能動市民 *citoyen actif* としての資格）として五条件を挙げ、その一つとして、成年であることと *être majeur*」を提案した（第四条<sup>(11)</sup>）。この提案についての審議は進展しなかったが、一月九日に議会の代表資格の先議が議決され、翌二〇日より審議が開始された。Legrandは、成年であること」という表現は曖昧であると、また、慣習によれば成年とされるのは二五才であるが、これは市民がその「固有の権利 *ses propres droits*」を行使するには余りにも高齢すぎ、「その他の権利 *autres droits*」を行使するには少しも高齢でないとして、三種類の成年年齢を提案する。即ち、「固有の権利」を行使しうる成年年齢（即ち、民事上の成年年齢）は二二才、第一次会の構成員となりうる成年年齢は二五才、その他の会（選挙会等）の構成員となる成年年齢は三〇才、の三種である。Legrandにおいては、民事上の成年と政治上の成年が明確に区別されているのである。これに対し、一〇月二日の会議では、*Le Chapelier*は、公教育においてなされる諸改革から考えれば、人は二五才よりずっと以前に公的職務を果しうるものが望まれるとして、成年年齢は統一的に二二才に定められるべきだと主張した。他方、*Le Pelletier de Saint-Fargeau*は、成年は各地で異なるが二五才に統一されるべきであると主張した。このような議論の中、国民議会は、代表資格要件として「二五才以上であること」と決定した。かくして、一七八九年二月二日―一七九〇年一月の「第一次会および行政会の設立についてのデクレ」は能動市民の資格の第二要件として「満二五才以上であること」と規定した（第一款第三條<sup>(14)</sup>）。この規定はそのまま一七九一年憲法に取り入れられ

説  
た(第三篇第一章第二節第二條)<sup>(15)</sup>。このように、政治上の成年については能動市民の資格要件として議論され、民事上の成年と統一的に捉えるべきだとの意見もあったが、結局別異に捉えられ、満二五才をもって成年とされた。しかし、この議論の過程で、民事上の成年についても意見が出され、従来の二五才成年に対し、二二才とする考え方が示されている点は注目される。

論  
(2) 次に、民事上の成年に関する議論について検討しよう。民事上の成年に関する議論は親の婚姻同意権の対象に関する議論として展開された。

当初、この議論は婚姻の世俗化に関して問題となった。一七八九年八月二日に組織された聖職委員会は、封建制廃棄のデクレ<sup>(16)</sup>が婚姻障害の赦免権を司祭に限定し、かつ、無償とした(第二二条)のを受けて、この赦免権を国家へ移管するなど一層の世俗化を追及した。委員会は、一七九〇年二月三十一日、憲法委員会と合同で「婚姻の障害、免除および形式に関するデクレ案」<sup>(17)</sup>を提出したが、審議に至らず、ようやく一七九一年五月二十七日に報告がなされた。報告者 Durand-Mailane <sup>(18)</sup> は、婚姻はその性質上民事契約であり、全ての組合契約が合意一般のみにより形成されるのと同様、婚姻は両当事者の合意によって形成されるとして、婚姻の民事契約性を明確に打ち出し、その上で、市民の自由を考え合わせ、家が父母の同意なくして婚姻をなしうる年齢についても何らかの変更をもちたらずべきであるとする。即ち、従来の如く男子三〇才、女子二五才というのは余りにも年齢が高すぎ、男子については二五才で、女子については二二才で、父母の同意なくして、あるいは、父母の反対があろうとも自由に婚姻する能力を認めるべきであるとして、「男子や鰥夫については満二五才、女子や寡婦については満二二才に達していない者は、フランス領土内に居住し、かつ権利を享受している父母の同意なくして婚姻することは禁止される」(第一篇第五条)と提案した。このように Durand-Mailane は、婚姻の民事契約性と市民的自由の観点から婚姻同意権の対象を限定する

が、しかし同時に、このように限界付けられた親権に対する尊重も必要であるとして、二五才に達した男子、二二才に達した女子に対し尊敬証書 *acte respectueux* による父母の助言や同意の請求を課すものとした(同第一〇条)。しかし、この提案に対しては聖職者の反対が強く、結局、審議は見送りととなった。

この婚姻同意権の問題が進展を見せたのは、一七九一年憲法が婚姻の民事契約性を承認し(第二篇第七条一項)、出生、婚姻、死亡の認定方法の立法化を定めた(同条二項)後においてである。一七九二年二月五日、Murare は立法委員会を代表して「出生、婚姻および死亡の認定方法」に関する報告を行った。<sup>(9)</sup> Murare は、委員会の諸決定は「法は婚姻を民事契約としてのみ認める」という憲法規定に基づき、自由と国家的利益の観点からなされたものであり、とくに婚姻については自由の要素が要求されるとする。以上の観点から、具体的には、婚姻障害を限定し、婚姻適齢を男子二五才、女子二三才と定め、そして婚姻同意権については、その対象を男女とも二二才未満の者に限定するとともに、ただ、二五才までは単なる同意請求義務を負うものとして、「満二二才未満の者は、その父母、後見人または保佐人の同意なくして婚姻することができない」、「満二二才から二五才までは、父母のいる子は単にその同意を要求する義務があるのみである」(第四篇第一節第四、五条)と提案した。<sup>(10)</sup> 即ち、委員会案では、婚姻同意権の対象は実質的に二二才未満の未成年者に限定され、二二才から二五才までの未成年者は父母に対する尊敬義務として形式的に同意請求をすべきものとされたのである。この案は、婚姻同意権の対象を実質的に男女とも二二才未満の未成年者に限定した点、さらに形式的同意請求義務を二五才までの未成年者に限定した点で注目されるが、未だ二五才民事成年の立場は維持されているのである。この委員会案に対していくつかの草案が提出されたが、婚姻同意権に触れたものとしては Jollivet 案および Pastoret 案がある。Jollivet は男子二五才、女子二二才まで「公署証書 *acte authentique*」による父の同意(父死亡の時は母、母死亡の時は祖父母、祖父母なき時は後見人あるいは保佐人の同意)を要するものとし(第

三篇第一章第四条)、同意なき婚姻は無効であるとする(同第五条)<sup>(22)</sup>。また、Pastoret は、親権を家族に恩恵を施す後見の権力として位置付け、その保障には家庭の美德の維持が必要で、法は親権に対する子の尊敬を確保すべきであるとの立場から、父母の同意は憲法上の成年である二五才まで必要であるとして、「満二五才未満の者は父母の同意なくして婚姻することができない」(第三篇第一節第四条)、<sup>(23)</sup>「法が婚姻するためにはもはや不可欠ではないと決定した年齢の後は、同意請求の慣例は廃止される」(同第一〇条)と提案した。これら二つの草案は何れも、委員会案に対し、婚姻同意権の対象を実質的に従来の成年である二五才まで拡大しようとするものである。

これらの諸草案の内、結局、委員会案についての審議が進められることになり、婚姻同意権に関しては、六月二十九日、七月七日、八月一六日に審議が行われた。六月二十九日の審議において、Gohier は、委員会案は自然の要請を法のそれに従属させるものであり、「父母の権力は子が親の世話と援助を必要とする限りのものである」との立場から、「子の婚姻する権利は自然に由来するものであり、子は父母の意思とは無関係に、両性の結合が真に有徳な存在たるべく不可欠であるとされる年齢に達するや否や婚姻をする権利をもつべきである」として、父母の同意が必要な年齢および「非常識な形式」を要する年齢を二〇才に限定することを提案した。<sup>(24)</sup> Gohier 案は子の婚姻する権利を自然権として位置付け、父母の婚姻同意権による制約を実質的、形式的に二〇才に限定するものである。審議は七月七日に持ち越された。Lasource は、親権を破壊しようとは少しも望まないとしても、委員会案は子の従属性を余りにも長期化させていると批判し、二二才までの長すぎる未成年が生じさせる弊害を防ぐべく、親の同意なくして婚姻できる年齢を男子について二〇才、女子について一八才と定めるべきことを提案した。<sup>(25)</sup> さらに、委員会案の論理的矛盾を鋭く衝いたのは Ducastel であった。いわく、委員会案は二二才ですべての人が成年であるということの意味しておらず、未成年者は満二二才になれば父母等の同意なくして婚姻できるとしているにすぎない。そこで、未成年者は

自らの損失で契約することができないのに、いかにして婚姻上の諸権利を取り決め、約束をなしうるのか。結局、父母等の許可が必要であり、同意なくして婚姻しうるといふのは不正確である。あるいはまた、未成年者は婚姻について成年とみなされるとすれば、他の契約によっては最小額についての約束すらできないのに、その同じ個人が婚姻上の諸条項を取り決め、莫大な出費をなしうることになってしまう。このように、Ducastelは委員会案における婚姻上の成年と民事上一般の成年との論理的矛盾を指摘し、それに対処するには「帝国全体で成年とされる年齢を定めるべきである」と成年についての二元的処理の必要性を指摘し、成年を二〇才に定めるべきことを提案した。同時にまた、成年者は自由であり、もはや父母の同意の単なる請求である「尊敬証書」の行使に服すべきでないとした。この提案に対し、Voysin de Gartempeは部分的支持を表明し、民事上の成年を二一才に定めることを提案した。しかしこれに対し、Lemonteyは、親権が風俗の純粋性やそれを通じての帝国の自由を維持する最良の手段として常にみなされてきたとし、節度ある立法的制限こそが必要で、民事上の成年は男子二五才、女子二一才と定めることを提案した。<sup>(26)</sup> 以上のような諸意見に対しMuratは委員会案の提案理由の再検討を余儀なくされ、審議は中断された。審議はようやく一カ月余後の八月一六日に再開された。<sup>(27)</sup> しかし、Muratは本条(第四条)には触れず、直ちに第五条の提案をした。そして、委員会はあくまで二五才での成年を維持するものとし、二一才になった市民は父母等の同意なくして婚姻できるが、二五才までは父母に対する単なる同意請求の制約を受けるものとした。そこで、Ducastelは、これに対し直ちに、成年は二一才に定められるべきことを主張した。その結果、立法議会は成年を二一才に定めることに決した。かくして、一七九二年九月二〇日のデクレは、「すべての人は満二一才で成年である。」(第四篇第一節第二条)と民事上の成年について定めた上で、「未成年者は父母あるいは親族、隣人の同意なくして婚姻することができない」(同第三条)と定めた。<sup>(28)</sup>

こうして、婚姻上の成年と民事上の成年が二一才で統一的に定められたのであるが、このデクレ第二条をめぐり様々の疑問が立法委員会に提出された。その中心は二一才成年と政治上の成年との関連および民事上の成年の効果に関するものであった。一七九三年一月三十一日、報告に立った Lanjunaïs は、まず、民事上の諸権利と政治上の諸権利は区別する必要があり、本条は専ら民事上の成年に関するものであること、次に、民事上の諸権利に関しては、民事上の成年は例外なくすべての民事上の効果に及び、従って、婚姻についても尊敬証書なくして、また、相続廃除の恐れなくして婚姻することができるとを明らかにした。<sup>(31)</sup>そこで、国民公会はこれを受けて、一七九二年九月二〇日デクレの解釈デクレとして、二一才に定められる成年はすべての民事上の諸権利に妥当すること、従って、二一才の成年は私的事項に関しては本法以前の二五才の成年と同視されるべきこと、しかし、本条は政治上の諸権利や職務の行使に必要なとされる年齢を定める法に違背するものではないこと、を決定し、布告した。<sup>(32)</sup>かくして、一七九二年九月二〇日デクレおよび一七九三年一月三十一日解釈デクレにより、民事上の成年が二一才と定められ、すべての民事上の効果に及ぶものとされたことから、親権および婚姻同意権の対象は二一才未満の未成年者に限定されることが明確にされたのであり、成年者は、もはや、父母に対する尊敬義務としての尊敬証書の行使も不必要とされたのである。

さて、以上において、親権の対象について成年到達年齢をめぐる議論を検討してきた。政治上の成年については能動市民の要件として二五才と定められたが、その際の議論において政治上の諸権利に対する民事上の諸権利（固有の権利）については二一才を成年とする考え方が既に示されていた。民事上の成年については、委員会案は一般的成年到達年齢としては従来の二五才を維持しつつ、婚姻同意権については、個人の自由の尊重の観点から、父母等の同意を要する者を二一才未満の未成年者に限定し、二一才から二五才までの未成年者については父母に対する単なる同意請求（即ち、尊敬証書）で足りるものとした。このような委員会案に対し、一方では家族秩序・美徳維持の観点

から婚姻同意権の実質的対象を二五才まで拡大する草案が提出されたが、これは審議対象とされなかった。他方、民事一般の成年と婚姻上の成年を二元的に把握すべきであるとの意見が出され、これが審議の方向を決し、成年到達年齢については二〇才、二二才、二五才と様々であったが、結局、二二才と定められた。こうして、民事上の成年が一元的に二二才と定められたことから、親権の対象は二二才未満の未成年者に限定されることになり、また、婚姻同意権の対象も未成年者に限定され、尊敬証書は廃止されたのである。なお、成年到達年齢については、政治上の成年と民事上の成年が制度目的上別異に把握されていたが、一七九二年八月二日の「国民公会の召集方法に関するデクレ」<sup>(33)</sup>により、能動市民と受動市民の区別が廃止されたことから、政治上の成年は、民事上の成年と同様、二二才とされた。

### 3 家父長権 *Patria Potestas* の廃止

2では婚姻同意権の対象との関連の議論を通じて親権の対象について検討したが、実は、立法議会においては(2)の議論と実質的には関連を持ちつつ、正面から、家父長権の廃止の議論がなされたのである。

一七九二年八月二八日、*Verriau* は、立法委員会の名において、補充指定 *substitution* の廃止に関するデクレ案を提案した。<sup>(34)</sup> 補充指定とは一定の財産の世襲的承継を図るための処分であるが、*Verriau* は、この制度は自由と平等の神聖なる諸原理と相容れず、健全な政策はその積極的禁止を要求するとして、補充指定の廃止を提案したのである。議会はこの提案を審議に付すべく印刷を命じ、補充指定についての議論は延期されたが、その直後の *Carbon* 発言を契機に家父長権 *Patria Potestas* 廃止についての議論が展開された。

*Carbon* は、先のデクレ案は家子に関して従来の立法の欠陥を完全に消失させるものではない、未だ六〇才代の

息子を頑強にその権力下に服従させる「父の野蛮な権力 *puissance barbare d'un père*」が存し、とくに南部地方においては、政治的意見の対立の際にその濫用がみられ、息子が愛国主義のために相続権を奪われうることは大いに不都合であると主張した。<sup>(35)</sup> この Cambon 発言は他の議員の支持もえ、それを受けて Ducastel は家父長権廃止の具体的提案をする。即ち、Ducastel は、あらゆる関係において親権は二一才に達した市民に対してもはやいかなる効力も持たないことが適当であるとし、具体的条項の起草は立法委員会に任せ、その原則 *principe* について今定めるべきだとして、「成年者はもはや親権に服さない、親権は未成年者の身上にのみ及ぶ」と提案した。<sup>(36)</sup> この Ducastel 提案は、前述の去る八月一六日、議会在成年到達年齢について、彼自身の提案に基づき、二一才と定めたことを受けてのものであった。議会はこの提案に対し、何ら議論することなく、直ちに Ducastel の提案通りのデクレを定めることに決し、同日、布告した。<sup>(37)</sup> かくして、ここに、かつての家父長的支配権は廃止されることになり、親権は専ら未成年者を対象にするという原則が確立されるに至ったのである。そして、議会は、その執行上の具体的付加条項を翌日提案するよう立法委員会に付託した。

しかし、立法委員会からは、翌日は勿論、その後数日経っても何らの提案もなされなかった。そこで、Ducastel は、九月八日、個人の名において親権に関するデクレ案（二三カ条）を提案した。<sup>(38)</sup> Ducastel は、先のデクレの定めた原則に基づき、あるべき親権について次のように提案した。まず、成年者に関し、「成年者はその身上、あらゆる種類の財産についてもはや親権あるいは名称の如何を問わず専属の卑属に対する権力に服さない」（第一条）とされ、従って、成年者はこの権力の効果として奪われていたあらゆる財産についての完全な所有権と収益権を有するものとされた（第二条）。次いで、未成年者に関し、「親権は、今後は、未成年者の身上にのみ行使される」（第七条）とし、さらに財産管理について、親権は未成年者の財産に関してはいかなる収益権も付与しないものとされ（第八

条、その財産は占有する尊属が責任ある後見人として管理すべきものとされた(第九条、但し、後見人は養育、教育に要した合理的な費用は財産収入より差し引くことができる。第二〇、一一条)。このように、Ducastel案は、成年者に対する家父長権的支配を否定し、親権の対象を未成年者に限定するとともに、しかも、その財産管理については親権者の財産収益権を否定し、後見人による管理に付すべきものとしたのである。議会では、この提案を審議すべく印刷に付することが決定されたが、しかし、その後、これについて審議されることは、ついに、なかったのである。

以上のように、直接的議論としては突発的であったが、先行してなされた民事上の成年に関する議論と相俟って、Ducastel提案に基づき、かつての家父長権的支配権は否定され、親権の対象は専ら二一才未満の未成年者に限定されることになったのである。そして、この親権内容としては、成案とはならなかったが、Ducastel私案では、専ら子の身上に関しての、子の利益を中心とした育成、保護が考えられているのである。

注

(一) *Puissance Paternelle* とは文字通りには「父の権力、父権」であるが、ここでは、南部成文法地域における *Patria Potestas* 的な父の子に対する支配権的概念と、北部慣習法地域における父母の子に対する保護権的概念の双方を含む概念として一般的に「親権」とし、特別の必要がある場合は「父権」とする。

(二) 革命前における親権の存在形態一般については、J. du Plessis du Grenédan, *Histoire de l'autorité paternelle dans l'ancien droit française depuis les origines jusqu'à la Révolution*, thèse, Paris, 1900. 及び A. Dufau, *La puissance paternelle en France du X<sup>e</sup> au X<sup>e</sup> siècle*, thèse, 1953. を註して、河村謙三郎博士、Ph. Sagnac, op. cit., pp. 302 et suiv., M. Garand et R. Szramkiewicz, op. cit., pp. 134 et suiv. 及び田中・前掲論文(一) 九四〜九六頁参照。

(三) Paris: 二五才、Bar 地方: 二五才、Saint-Michel 地方: 二五才、Montargis 地方: 二〇才、Metz 地方: 男子



- (21) A. P. t. 9, p. 478.
- (14) Décret sur la constitution des assemblée primaires et des assemblée administratives. 東京大学社会科学研究所『1791年憲法の資料的研究』九八頁以下に所収。
- (15) 東京大学社会科学研究所『1791年憲法の資料的研究』三五頁、参照。
- (16) Décret du 11 août = 3 nov. 1789 portant abolition du régime féodal, etc. 東京大学社会科学研究所『1791年憲法の資料的研究』八八頁以下に所収。
- (17) Projet de décret des comités ecclésiastique et de Constitution, concernant les empêchements, les dispenses et la forme des mariages A. P. t. 26, pp. 172 et suiv. (H<sup>18</sup> | 1710 親権と結婚と)。
- (19) A. P. t. 26, pp. 166 et suiv.
- (18) A. P. t. 38, pp. 530 et suiv.
- (20) A. P. t. 38, p. 692.
- (21) 公署証書とは、一般的には、証書が作成された地において文書を作成する権利を有する公の官吏が必要とされる厳格な方式をもって受理した証書であり、当事者間の合意事項について完全な証明力を持つ、とされる(フランス民法第一三二七、一三二九条参照)。
- (22) A. P. t. 41, pp. 422 et suiv. et Jollivet, Projet de décret sur le mode de constater les naissances, mariages, et décès. Arch. Nat., ADX<sup>III</sup>c 192.
- (23) A. P. t. 45, pp. 382 et suiv. et Pastoret, Opinion sur la manière de constater l'état civil des citoyens. Arch. Nat., ADX<sup>III</sup>c 192.
- (24) A. P. t. 45, pp. 677 et suiv.
- (25) A. P. t. 46, p. 214.

- (92) A. P. t. 46, pp. 214-215.
- (92) A. P. t. 46, p. 215.
- (92) Ibid.
- (93) A. P. t. 48, p. 288.
- (93) Décret qui détermine le mode de constater l'état civil des citoyens. Duvergier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'Etat, à partir de 1788 jusqu'en 1828, Paris, 1828, t. 4, pp. 562 et suiv.
- (93) A. P. t. 58, pp. 93 et suiv.
- (93) Décret qui interprète l'article du décret du 20 septembre 1792, par lequel la majorité est fixée à vingt-un ans. Duvergier, op. cit., t. 5, p. 166.
- (93) Texte définitif du décret sur le mode de convocation de Convention nationale. A. P. t. 48, p. 29.
- (94) Projet de décret sur l'abolition des substitutions. A. P. t. 49, p. 55.
- (95) A. P. t. 49, p. 55.
- (95) Ibid.
- (95) Décret portant que les majeurs ne sont plus soumis à la puissance paternelle. Duvergier, op. cit., t. 4, p. 440.
- (98) Projet de décret sur la puissance paternelle. A. P. t. 49, p. 481. et Arch. Nat., AD II 48.

Ducastel が テクノレ案の前文に於て「親權を「純粹に子と母を育成」保護する權利」「唯一子と母の利益のために存在すべき權限」として位置付け、その「耐え難き濫用」がなされてきた従来状況を緊急に改めるべきであるとす。このような認識に基づき提案されたテクノレ案は以下の如くである。

第一条 成年者は、その身上についてあれ、あらゆる種類の財産についてあれ、もはや親權、あるはその名称がつか

なるものであれ尊属の卑属に対する権力に服さない。

第二条 その結果、成年者は、この権力の効果として奪われていた何であれ任意の財産についての完全な所有権と収益権を要求することができる。

第三条 この観点から、尊属の権利は、これらの財産が帰属する卑属によりその返還が請求された日に消失する。

第四条 その請求は公署証書により確認される。

第五条 同一の財産が請求の際に存する現状で返還される。

第六条 請求者は、たとえ私署によるものでさえ、本デクレ公布前に善意でなされた賃貸借を維持する義務がある。詐欺や盗難が法的に確認されない限り、善意は推定される。

第七条 親権は、今後は、未成年者の身上に關してのみ行使される。

第八条 この権力は、未成年者の財産に關し、いかなる収益権も付与しない。

第九条 これらの財産を占有するすべての尊属は、それを責任ある後見人として管理する。

第一〇条 それにも拘わらず、尊属は、これらの財産の収入から、未成年者の養育、育成、教育および利益のために合理的に費消するものを差し引く。

第一条 その出費がこれらの収入の純益を超えるときは、該当の尊属は、超過をなすことが恒常的に許されていない限り、その超過分を要求することができない。

第二条 以上の諸規定は、本デクレ公布後遵守される。

第三条 国民議會は、これに反する法、慣習、慣例を廢止する。

### 三 封印状 *Lettre de cachet* の廃止—懲戒権の制限(その一)

#### 1 革命前の状況

封印状<sup>(1)</sup>は、歴史的には一五六〇年のオールドナンスに端を発し、一七世紀に入ってからルイ一三世治下でその形式が整備され、ルイ一四世治下になって封印状制度が名実ともに確立した。封印状は、交付目的からみて、政治団体の召集・協議を命じるもの(身分会議の召集等)、将校の昇進を命ずるもの、特定個人の投獄・追放・釈放等を命ずるものの三種に大別されるが、この最後の範疇の封印状こそが個人の自由の侵害・抑圧として猛威を振るったのであり、ここでの分析対象である。この種の封印状は、国家問題、警察問題、宗紀・風紀問題、家族問題への対処のために請求・交付された。一七世紀には前三者が主であったが、一八世紀になると変化がみられ、パリでは依然として前三者が相対的に多いものの、全国的にみると家族問題のための封印状が圧倒的に多くなった<sup>(2)</sup>。家族問題処理のための封印状は、第一義的には家長たる父が請求者であり、父は子の不身持、不行跡、不服従、低身分の者との結婚等を事由として封印状によりその子を投獄・監禁し、不行跡な子の懲戒・矯正をし、もって家族の名誉、家族の秩序を守ろうとしたのである。

封印状が制度的に確立されるにつれ、その濫用事例が多発した。高等法院 *Parlement* は、早くから、数々の恣意

的な投獄や追放に対し抗議や解放要求を繰り返してきたが、一七八八年には封印状の廃止決議をし、国王に建言した。また、租税法院長 Malesherbes<sup>(4)</sup> は、一七七〇年、濫用批判の建言書を提出し、さらに、国務大臣就任後、一七七五年には、家族問題のための封印状の濫用防止のため家族裁判所 Tribunal de famille (後述) を設置した(もっとも、数カ月で廃止)。さらに、宮内大臣 Breteuil は、一七八四年に封印状濫用防止のための「回状」<sup>(5)</sup> を発し、監禁期間の制限(原則一二年)、未成年者に関する請求要件の加重(父母の他、親族の署名)、成年者の監禁の原則的禁止等、家族問題のための封印状に対し大幅な制約を加えた。しかし、以上のような批判や対策にも拘わらず、封印状濫用の実態は容易に改められなかった。

一七八九年の全身分会議召集に向けて、各地、各層から封印状に関する陳情書が多数提出されたが、その殆ど全てが市民的自由の保障と封印状の廃止を強く要求した。しかし、家族問題のための封印状については、子の懲戒手段としての有用性を認め、ただその濫用を防ぐべく、家族会 assemblée de famille 等の公正な判断に基づいた封印状の利用を主張するものもあつた。<sup>(6)</sup>

## 2 人権宣言<sup>(7)</sup>と封印状の廃止

封印状の廃止問題は正に市民的自由の確保の問題であり、まず人権宣言に関する議論の中で問題となった。

一七八九年六月二三日、全身分会議を再編・改組して成立した国民議会において、国王は当面の政局に対する「国王の意図の宣言」<sup>(8)</sup> を発表し、封印状に関して、「国王は確固かつ永続的な方法ですべての市民の人身の自由を確保することを欲し、《封印状》の名の下に知られている命令の廃止を公の安全および一定の場合における家族の名譽の維持……のために必要な配慮と調和させるための最適の方法を探索し、国王に提案するよう全身分会議に促す」(第一

五条)と、封印状廃止の基本方針を示した。国民議会は、この後、七月九日に憲法制定国民議會へ改称し、憲法制定作業に着手した。

憲法委員会は、憲法の前文として人権宣言について先議することに決し、七月一四日に委員会を再組織して、作業を進めた。七月二七日、憲法委員会は、草案作成作業の一環として行った「憲法に関する陳情書の要約」についての報告を行った。<sup>(9)</sup> その内、封印状に関しては、国民は「人身を恣意的に処理していた封印状に対し義憤をもって反対している」が、しかし、他方、それに対しいくつかの特殊の修正事例がみられると分析し、「個人の自由は神聖たるべきこと」(第一条)は「是認された諸原則」であるが、「封印状は廃止されるべきか、修正されるべきか」(第十七条)は「統一的方法で表明されていない諸問題」の一つである、と指摘している。<sup>(10)</sup> ここでは、とくに家族問題への対応事例が考慮されているのである。続いて、Mounier は人権宣言に関する委員会草案の報告を行い、封印状関連では、「何人も法律に基づき、法律が規定した形式により、法律が予定した場合でなければ、逮捕され、投獄されえない」(第一章第十七条)と提案した。この委員会草案に前後して多数の人権宣言草案が提出され、<sup>(11)</sup> それらの多くがこの第十七条と同趣旨の条項を含むが、それに加えて、封印状に直接的に触れる条項を掲げるのは Sieyès 案と de Bostlandry 案である。Sieyès は「あらゆる恣意的あるいは不法な命令は無効である。それを請求した者、それに署名した者は有責である。それを交付し、執行する者あるいは執行させる者は有責である。これらすべての者は処罰されるべきである」(第二章)と提案する。<sup>(12)</sup> また、de Bostlandry は「恣意的にかつ適法な形式なしに市民を捕えさせ、追放させ、または収監させることを目的とするすべての大臣命令、封印状は永遠に廃止されるべきである」(第一章第三三條)とする。<sup>(13)</sup> この二案は、封印状に対する確固とした批判姿勢を示すものである。

さて、議会は、多数の草案を前に審議対象を絞り切れず、結局、八月一九日、投票により「第六部会案」<sup>(15)</sup> を逐条審

議原案とした。この案の封印状関連条項は、「いかなる市民も、法律に依拠し、法律が定める形式により、法律が予め規定している場合でなければ、訴追されず、その所有の行使について妨げられず、その自由の行使について妨害されることはありえない」(第一四条)とするものであった。審議は八月二〇日から開始され、本条の審議は八月二二日に行われた。ところが、審議開始と同時に、「Target は次の二つの修正案を提出した<sup>(16)</sup>。第一条 いかなる市民も法律の名において、並びに定められた形式をもって、および法律の正確な規定に従ってしか、訴追され、逮捕され、拘禁され、処罰されない」、第二条 自由に反するすべての恣意的命令は処罰されるべきである。その命令を要請し、発令し、執行し、また執行させる者は処罰されるべきである」。この修正案には Sieyès 案の強い影響が認められるが、封印状に直接関わる第二条について種々意見の対立がみられた<sup>(17)</sup>。Martineau は、「すべての人は法律に服せしめられる」とするだけで十分であり、その例外をもたらした「力 force」に対し反対すべく何らかの措置を取るの<sup>(18)</sup>は却ってこの原則を弱めると反対し、他の議員も、恣意的命令についての責任は大臣に限り、下級官吏の責任は免除すべきだと主張した。これに対し強く反発したのは Mirabeau である。彼は、封印状が一群の市民をバスターイーユの獄舎に放り入れたのであり、われわれの自由はその命令についてのあらゆる階級の受任者の責任を要求する、さもなければ専制によって我々以上に侮辱され、抑圧された国民は地上に存在しないことになってしまふ、と主張した。結局、議会は「Target 案支持の方向を示すが、Martineau は、再び、この第二条を憲法審議に移送することを提案した。支持者もいたが、再び Mirabeau の強い反論がなされ、否決された。de Boigelin は、第二条に代えて「法律によって予見され、かつ、法律によって定められた場合以外で恣意的命令を要請し、獲得し、および執行する者は処罰されるべきである」との条項を提案するが、支持者がなく、撤回した。その後、若干の語句の修正がなされ、結局、「Target 案に沿った形で、次の如く決定された。」第七条 何人も法律によって定められた場合で、かつ、法律

説の規定する形式によるのでなければ、訴追され、逮捕され、拘禁されえない。恣意的命令を要請し、発令し、執行し、または執行させる者は処罰されるべきである。……」<sup>(19)</sup>。

以上のように、人権宣言第七条において、適正手続きが定められるとともに、「恣意的命令」、従って、封印状について、その要請、発令、執行の関与者が処罰されることになった。かくして、ここに、封印状はその存在が否定されるという大原則が示されたのである。

### 3 封印状の具体的廃止

立憲議会では、この人権宣言第七条を受けて、封印状による監禁者の釈放および封印状の廃止に関する議論が展開された。

一七八九年一〇月九日、封印状によって長い間監禁されている僧侶より封印状の取消を条件に祖国の必要を援助すべく二〇〇リールの定期金供与契約の申出があり、これをめぐって活発な議論がなされた。<sup>(20)</sup> この件は国土に封印状の取消を要請し、定期金供与の申出は受けないことで決着したが、Monkroency 伯は、一通の封印状の取消の要請だけでは不相当であり、全ての封印状の取消を要請すべきだと提案し、可決された。<sup>(21)</sup> これを契機に封印状問題が大きな議論となった。

一〇月一二日、de Castellane は、人権宣言第七条を引き合いに出し、あらゆる侵害から個人の自由を守る法が未だ成立していないが、全てのフランス人が今すぐ恣意的命令から守られ、全てのバステューユから解放される必要がある、自由の真只中で今なお重圧に呻吟している者に対し権利を認める手段をまずもって講じる必要がある、として、「封印状あるいは何であれ行政官の命令によって追放され、監禁されたすべての者は直ちに自由にされる」とい

う布告案を提案した<sup>(22)</sup>。Barrère de Vieuzac は、この動議を支持し、国家監獄の廃止と取壊しあるいは法的監獄への改変を付加的に提案した<sup>(23)</sup>。しかし、これに対し、Deschamps は、無実の者は釈放され、有罪の者は監禁されるのであり、また、死刑の罪を負わされた者には裁判を受けるか、鉄格子の中に留められるかの選択をさせる必要があるとして、囚人のリストおよび監禁理由の提出を行政部に求め、委員会でその理由書の検討をすべきである、と主張した<sup>(24)</sup>。結局、de Castellane の動議は延期され、続いて Deschamps の動議については、これは封印状を是認するものであり、この動議を認めることは de Castellane の動議を否定することになるとの意見が出され、これも延期された。一〇月三日になって、Dortan 伯は、延期された de Castellane の動議を取り上げ、その予備作業として封印状により監禁されている囚人のリストの作成およびその監禁理由の議会への報告を任務とした四人よりなる委員会の設置を提案し<sup>(25)</sup>、封印状委員会が設置されることになった。そこで、十一月二四日、Fréteau de Saint-Juste, de Castellane, Mirabeau 伯、Barrère de Vieuzac の四名が委員に任命され、作業に着手した<sup>(26)</sup>。

一七九〇年一月二日、委員会を代表して de Castellane は、担当大臣から囚人に関する情報を得られなかったことを報告し、議会として不法に監禁されている者に関する正確な情報を収集すべく官吏等の全ての関係者に対し、八日以内に囚人の氏名、監禁理由、監禁日時を届け出ることを求めるデクレ案を提案し、議会はこれを可決した<sup>(27)</sup>。そこで、de Castellane は、二月二〇日、かようにして収集した情報に基づき新たな報告を行い、囚人の中にはいかなる罪も法的に負わない者、終審で有罪の者、狂気の者および単なる逮捕命令による者が混在しており、全ての囚人を直ちに解放することは不可能であり、段階的対応が必要であるとして、九カ条のデクレ案を提案した<sup>(28)</sup>。デクレ案では、封印状や行政官の命令により城塞、宗教施設、強制監等の何らかの監獄に監禁されている者は、法的に有罪の者、逮捕命令による者、狂気による者を除いて、全てが本布告後六週間以内に釈放されるものとされ（第一条）、除外者に

ついでには各別の措置が講じられている(第二条以下)。このデクレ案については、まず二月二十七日に総体的審議がなされ、本布告の前に国家囚人の裁判に関する法案を必要とする意見や若干の修正案が出されたが、審議は進まなかった。<sup>(29)</sup>次いで、三月一三日および一六日に各条項の審議がなされた。一三日には前文および第一条の審議がなされ、裁判所の組織化の必要性(Maury 神父)、七日以内の布告と同時の全員釈放(Robespierre)、体刑相当者の除外(Pison de Galand)等の意見の他、家族の申立に基づく監禁について意見が集中した。Coix 伯は、家族の考えが専制支配下では行政官の行動を決定したが、自由の聖堂においては類似の例が勝るべきではない、と主張して支持を得、<sup>(31)</sup>さらに Duval d'Épremesnil も委員会は家族の特別の告訴に基づき監禁された者の監禁事由について検討すべきことを求めた。<sup>(32)</sup>原案は若干の付加をなして可決されたが、付加点は、死罪に相当する犯罪者への人間的対処の必要性の他、家族の要請による監禁に関するものであった。即ち、前文では、恣意的命令によって監禁されている者の中に家族から確かで十分に真実性のある非常に重大な事実について有責であるとして官署に告発された者が幾何か存在することを考慮するものとされ、第一条では、これを受けて、「その父母、祖父母、あるいはまとまった親族が、非常に重大な事実に基づけられた陳情書や要請書により、その者の監禁を要請し、獲得した場合」はその者はデクレ交付後六週間以内の釈放から除外されるとした。<sup>(33)</sup>ここには、家族の要請に基づく封印状による監禁に対し、全面釈放ではなく、確実な有責行為者への対処の必要性が示されている。続いて、三月一六日には残りの条項が審議された。まず、委員会のメンバーであるFretauは、第二条以下の条項について、第一条の修正およびその後の重大な検討により、委員会として当初提案に対し条項の修正、順番の変更、新たな追加を行わざるをえなかったことを報告した。<sup>(34)</sup>その後、種々の意見が出されたが、主要なものは大罪を犯した者の釈放の危険性、償いとしての減刑や刑期の制限、終局判決の保証の必要性、殺人犯等の除外等である。<sup>(35)</sup>結局、提案された条項は余り議論なく、次々と可決された。確定条項は、Fretau

が報告したように、当初の九カ条が一六カ条へと大幅に修正変更されたものであり、一七九〇年三月二六日、「特別命令により監禁された者に関するデクレ」として布告された<sup>36)</sup>。このデクレは、まず前文において、「国民議会は恣意的命令を無効とし、不法な監獄を破壊し、何らかの名目や口実により監禁された囚人の解放のための時期を決定する喜ばしい瞬間について到達した」と宣言し、第一条において封印状や行政官の命令により種々の監獄に監禁された者を一定の者を除いて六週間以内に釈放することを定めるとともに、第一〇条において「追放をもたらす恣意的命令や同様の性質をもつ他の全ての命令、並びに全ての封印状は廃止され、もはや将来与えられることはない。処分を受けた者は適当と判断する場所にはどこへでも自由に行くことができる」として、恣意的命令や封印状の廃止を規定したのである。また、家族の要請による監禁については、「いかなる犯罪事実も法的に立証されることなく、また、告訴されることもなく、家族の要請により監禁された者は、三カ月以内にその者に帰せられる事由により裁判所に対し何ら請求がなされないならば、自由を獲得する」(第六条)、「未成年者は、出獄の時に、父母、後見人、保佐人に引き渡しあるいは送付される……」(第十二条)ものとされた。かくして、ここに、封印状は確定的に廃止されるに至り、封印状により監禁された者は、一定の者を除き、六週間以内に釈放されることになった。ただし、家族の要請により監禁された者については、三カ月以内に裁判所への請求がなされない限り、釈放されるものとされた。

さて、以上において、封印状の廃止過程について検討してきた。封印状は、当初は、国家、警察、宗紀問題への対処として用いられたが、一八世紀以降は、その大半が家長たる父により不行跡なる子の懲戒・矯正と家族の名誉・秩序維持の手段として濫用的に用いられてきた。全身分会議に宛てられた国民各層の意見の殆どが封印状の廃止を要求したが、家族問題に関しては、手続きの公正を条件に、子の懲戒手段としての必要性を認めるものもあった。このような状況の中で、国民議会は、まず、市民的自由の確保の観点から、人権宣言第七条において適正手続きおよび恣意

説  
的命令、封印状の要請、發令、執行の関与者の処罰を定め、恣意的命令、封印状廃止の大原則を示した。ついで、この大原則に基づき、「特別命令により監禁された者に関するデクレ」を定め、不当に監禁された者の六週間以内の釈放を命ずるとともに恣意的命令や全ての封印状の廃止を宣言したのである。ここに、封印状は名実ともに全廃されることになり、もはや父は不行跡な子に対し封印状による投獄・監禁を手段とした懲戒権の行使は認められなくなったのである。

注

(一) 封印状とは、一般的には「国王の命令が書かれ、国王の署名および國務大臣の副署がなされ、国王の印璽で封印された書状」を指す (Guyot, Répertoire de jurisprudence, tome X)。封印状については、以下の文献を参照。A. Joly, Les lettres de cachet dans la généralité de Caen au XVIII<sup>e</sup> siècle d'après des documents inédits, 1864, F. Funck-Brentano, Les lettres de cachet à Paris étude suivie d'une liste des prisonniers de la Bastille (1659-1780), Paris, 1903, A. Chassaing, Des lettres de cachet sous l'ancien régime, thèse, 1903, F.-X. Emmanuel, «Ordres du roi» et lettre de cachet en Province à la fin de l'Ancien Régime. Contribution à l'histoire du climat sociale et politique, Revue historique, t. 252, 1974, F. Funck-Brentano, La Bastille et ses secrets, Tallandier, 1979, Cl. Quénel, De par le roi, essai sur les lettres de cachet, Privat, 1981, A. Farge et M. Foucault, Les désordres des familles. Lettres de cachet des Archives de la Bastille, Gallimard Talliard, 1982. また「家族問題を中心としたものとして、小野義美「フランス・アンシャン・レジーム期における封印状について」(比較家族史研究・第二号)五二頁以下、参照。

(二) パリでは警察、治安問題のためのものが多く、七五・九パーセントを占めるが、地方では家族問題のためのものが八〇〜八五パーセントを占める。小野・前掲論文、五三〜五四頁の本文および注(5)。(6)参照。

(三) 家族問題のための封印状の具体的事例について、交付請願書の数々が A. Farge et M. Foucault, op. cit. に紹介されて

- いる。また、小野・前掲論文、五四頁、参照。
- (4) Malesherbes については、木崎喜代治『マルゼルブ』（岩波書店）一九八六年、参照。とくに、封印状との関連では、三〇五頁以下。
- (5) F. Funck-Brentano, *Les lettres de cachet*, op. cit., pp. 42-45. に所収されている。
- (6) 例えば、Caen の貴族層は、子の懲戒等の家族の必要のためにのみ封印状が維持されるべきだとし、ただ、その濫用防止のために、家族がその地の国王裁判官の前で協議の上、その決定を裁判官に提出し、裁判官が確認すべきものとする（A. P. t. 2, p. 489, art. 15）。ここには、後に検討する家族裁判所の考え方が示されている。家族問題のための封印状維持意見は、*Les cahiers des Etats Généraux en 1789 et la législation criminelle*, Paris, 1883, pp. 421 et suiv. 参照。
- (7) 人権宣言全体について分析したものととして、深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説（一）（二）」（北大法学論集）一四卷三・四号、一五卷一号、一八卷三号、稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利の宣言』」（東大社研『基本的人権・3・歴史Ⅱ』、東大出版会、一九六八年）八七頁以下、参照。また、人権宣言第七条に焦点を当てて分析したものととして、沢登佳人「一七八九年人権宣言の罪刑法定主義は裁判官の罪刑専断防止を目的としてはいなかった・宣言の諸草案および議會審議録からの考察・第二部 諸草案および審議録の邦訳、提案者・発言者の列伝」（法政理論）一九卷一号、一三四頁以下、参照。
- (8) Déclaration du Roi concernant la présente tenue des Etats-Généraux, art. 15. Duvergier, op. cit., t. 1, p. 31. 東大社研『1791年憲法の資料的研究』八六頁。
- (9) Un second rapport contenant le résumé des cahiers, en ce qui concerne la constitution, par le comte Stanislat de Clermont-Tonnerre. A. P. t. 8, pp. 283 et suiv.
- (10) Ibid., p. 284.

- (11) *Projet contenant les premiers articles de la constitution.* A. P. t. 8, pp. 285 et suiv.
- (12) 人權宣言に関する各種草案については、一七八九年七月一日提出のミフナイエット草案に始まり、一五草案を数える。ついでついでには、深瀬・前掲論文、および沢登・前掲論文に邦訳されている。
- (13) *l'abbé Sieyès, Des droits de l'homme et du citoyens.* A. P. t. 8, p. 261. 深瀬・前掲論文(三頁以下)。
- (14) *de Boislandry, Articles proposés pour entrer dans la déclaration des droits.* A. P. t. 8, p. 468. 沢登・前掲論文一十四頁。
- (15) *Projet de Déclaration des droits de l'homme et du citoyen, discuté dans le sixième bureau de l'Assemblée nationale.* A. P. t. 8, pp. 431~432. 深瀬・前掲論文(七十一~七十三頁)。
- (16) A. P. t. 8, p. 470. 沢登・前掲論文一八五頁。
- (17) A. P. t. 8, pp. 471~472.
- (18) *Mirabeau* 伯は父の軍隊生活でのスキャンダルにより Ré 島に、借財事件により If 城、Joux 城に、父に対する侮辱事件の Vincennes 城に三度わたり封印状にのり投獄・監禁された。Vincennes 城監禁中に封印状批判の有名な著作『*封印状の國家監獄*』(一七八二年)を書いた。A. Chassaing, *op. cit.*, pp. 320 et suiv.
- (19) *Déclaration des droits de l'homme et du citoyen, art. 7.* 東大社研・前掲書二五~二六頁。
- (20) A. P. t. 9, p. 392.
- (21) *Ibid.*
- (22) A. P. t. 9, pp. 412~413.
- (23) A. P. t. 9, pp. 413~414.
- (24) A. P. t. 9, p. 414.
- (25) A. P. t. 9, pp. 483~484.

- (23) A. P. t. 10, p. 249. 前掲 Salmont de la Saugerie が選出されたが、部局監察官の職務継続のため辞退し、代わりに Barrère de Vieuzac が任命された。
- (22) A. P. t. 11, pp. 66～67.
- (23) A. P. t. 11, pp. 661～663.
- (26) A. P. t. 11, pp. 730～731. 前掲 Fréteau 委員は、第一条に関し、家族からの訴えにより監禁された者を除外し、これら の者は議會が家族裁判所 tribunal domestique の設置を命ずるまで監獄に留められるべきであると修正案を提出して いる。
- (28) A. P. t. 12, pp. 160 et suiv.
- (13) A. P. t. 12, p. 161.
- (22) Ibid.
- (23) A. P. t. 12, p. 162.
- (24) A. P. t. 12, p. 201.
- (25) A. P. t. 12, pp. 201～202.
- (26) Décret concernant les personnes détenus en vertu d'ordres particuliers. Duvergier, op. cit., t. 1, pp. 142～144.

#### 四 家族裁判所 Tribunal de famille の創設—懲戒権の制限(その二)

##### 1 革命前の状況

家族間、親族間の紛争解決については、既に一四六九年以降、プロヴァンスにおいて親族間での仲裁 *arbitrage* が認められていたが、一五六〇年のフランソワ二世の勅令はそれを受け、遺産の分割等に関し、親族間の平和と友好を維持するために、三人の親族や友人、隣人を仲裁人に選任し、それらによる仲裁が行われるべきことを定めた。<sup>(1)</sup> 即ち、ここには、これら親族等の仲裁人を家族裁判官とした家族裁判所の組織化がみられるのである。一六二九年のオルドナンスも同様の規定を引き継いだ<sup>(2)</sup>が、しかし、何れも効を奏しなかった。この制度が親権との関連で問題とされたのは一七七五年である。前述の如く、*Malesherbes* は封印状の濫用の是正に取り組んでいたが、彼が國務大臣になつてから、全監獄について監禁者および監禁理由の調査をする一方、家族問題のための封印状の濫用防止のため家族裁判所を設置したのである。これは封印状の交付請願の要否を決定することを目的としたが、機が熟せず、わずかな月後に廃止されてしまった。<sup>(3)</sup>

その後、家族裁判所創設の必要性が論じられたのは、一七八九年の全身分會議召集に向けての各種陳情書においてである。前述の如く、封印状の廃止要求において、不行跡な子の懲戒手段として、家族会等の公正な判断に基づく封印状の利用を認める意見がみられたが、これと同趣旨で、しかし、もはや封印状によることなく、特別裁判所の許可による不行跡な子の監禁の必要性が主張されたのである。そして、この特別裁判所としては、数人の最近親の親族および補充的に友人や隣人により構成される家族会 *conseil de famille* がこれに該当するものとされる。家族会には、さらに、地方の名士の参加が求められるものもあり、また、家族会の決定はその地方管轄の裁判官により検認されなければならないとするものもある。<sup>(4)</sup>

このように、家族裁判所は、当初は親族間の財産問題の解決のための機関として設置されたが、その後、子の懲戒問題への対処機関としての位置付けもなされるようになり、アンシアン・レژیーム末期においては、封印状による監

禁の抑制として、あるいは封印状に代わる監禁決定の機関として、その役割が期待されていた。このような機能をもつものとしての家族裁判所は革命期の立法においても引き継がれていく。

## 2 家族裁判所の創設

一七八九年七月九日、憲法制定を任務として再編された立憲議会は、法秩序の支配を早急に確立すべく司法制度改革に着手した<sup>(4)</sup>。八月一七日に Bergasse が憲法委員会の名において司法改革の要綱および委員会案(第一章案)を提出して以来、憲法委員会第二章および種々の個人草案(Sieyès, Dupont, Chabroud)が提出されたが、憲法委員会草案(第一、第二章案)と個人草案との対立が大きく、審議は進まなかった。そこで、一七九〇年三月三二日、「司法制度改革の基本問題(一〇項目)」<sup>(5)</sup>が改めて整理され、それについての審議がなされ、その議決事項に基づいて、七月五日に憲法委員会最終法案が提出された。この最終法案は一四章一三七カ条に及ぶもので、その第九章で家族裁判所について規定している<sup>(7)</sup>。

まず、最終法案の検討の前に、各種草案の内、家族裁判所に直接触れたものについて簡単に検討しておこう。該当するものは憲法委員会第二章案、Sieyès 案および Chabroud 案である<sup>(8)</sup>。

憲法委員会第二章案(Thouret 報告)<sup>(9)</sup>は、まず、一般的問題として、親族間の紛争は仲裁人として指名された親族の前に申立て、仲裁人により判決がなされるものとする(第九章第一一条)。次いで、子の懲戒問題に関し、父母、後見人は、その子や被後見人の行動につき非常に重大な不満や不安事由がある場合は、八人あるいは少なくとも六人の最近親により構成される家族裁判所に訴えることができる(同、第二二条)。家族裁判所は、訴えの事由を確認の後、一五才から二〇才までの子に対し、最も重大な場合で一年を超えない期間の監禁を決定することができる(同、

説 第二三条)、この決定は、執行の許否あるいは条項の緩和をなすデパルトマンの裁判所長に提出された後、執行される(同、第一四条)。このように、憲法委員会第二章案は、親族間の紛争一般については親族仲裁人による仲裁による解決を図るものとし、子および被後見人の懲戒問題については六〜八人の親族により構成される家族裁判所によって決定されるべきものとしたのである。以上のような二元的対応に対し、Ugeux 草案<sup>(10)</sup>は家族紛争の例外的処理の必要性を示す。まず、家族紛争は通常の裁判に訴える前に家族会により検討されるべきものとする(第四章第二二九条)。

即ち、直系血族、二親等内の傍系血族が、その間で訴えを提起する場合は、治安判事 *juge de paix* の面前で、八人の男女の親族あるいは友人(家族会)はその争いについて検討をなし、意見を付与する(同、第二三〇条)。この意見により当事者が和解しない場合は、当事者は治安判事の面前に出頭し、治安判事は近親者間の訴訟の不都合さを示して当事者に対し家族会の意見に従うよう促す。それでも尚、当事者の一方が訴えを提起しようとする時は、治安判事は家族会による調停が不首尾であったことを証することになる召還状を送付し、その後、訴えの提起が通常の形式でなされるとする(同、第二三一条)。次いで、父母、後見人あるいは家族員は、子、被後見人あるいは直系血族、二親等内の傍系血族の行動に重大な心配や不安を抱く時はディストリクトの警察局あるいは事態が緊迫しているときは管轄の警察代理人へ不安事由を説明すべく出向き、警察局あるいは警察代理人は通常時、緊急時の対応をし、理由あらば逮捕する(同、一三二、一三三条)。家族の申立てに緊急性がない場合あるいは家族の訴えにより逮捕した後は、警察局はその者の少なくとも八人の主要な親族、両親、友人(家族会)をして申立ての根拠の有無、懲戒の要否、犯罪予防のための逮捕の可否、単なる吐責で足るか否かについて協議させるものとする(同、第一三四条)。そして、単なる吐責の場合は警察局あるいは警察代理人が行い(同、第一三五条)、法律により創設された強制監への一時的監禁のような懲罰の場合は、警察局は申立事実確認のためのあらゆる必要な情報収集をした上で、その意見を家族会の決

定とともにデパルトマンの警察部へ送付し（同、第一三六条）、警察部ではそれを刑事部に提出、刑事部は家族会の決定の執行につき全面許可、一部修正、全面変更を決定する（同、第一三七条）。但し、家族会の決定に対する許可により監禁された者に対し訴えの提起がなされた場合は、その許可は全面的あるいは部分的に取り消されるとする（同、第二三八条）。このように Steyer 草案では、家族紛争一般については家族会による和解的解決が前置され（治安判事の関与）、子等の懲戒については当初は警察局や警察代理官で対処し、その後、家族会による決定がなされ、子の監禁決定については更に警察部、刑事部により執行の可否が判断されるとするのである。以上に対し、Chahroud 草案<sup>(1)</sup>では、家族の警察行為は親族に帰属するとした上で（第九章第一条）、父母は未成年の子の行動に不安を抱く場合、一人の親族あるいは隣人（家族会）を招集し、不安事由を説明し、家族会は治安判事の面前で子の取り調べを行い、吐責とされるか、一年以下の監禁とされるかを決定する。（同、第二条）。吐責の場合は治安判事により親族立会で行われ（同、第三条）、監禁の場合は、その決定は執行命令を付与する国王の主要委員へ送付されるとする（同、第四条）。また、親子間、夫婦間の扶養の拒絶がなされた場合は、その申立てにより治安判事は家族会を招集する。家族会は申立ての適否を判断し、当事者の調停が不調の場合は当事者の能力や都合を考慮して扶養料支払いの要否、その額を決定し、その決定は執行力を付与する国王委員に送付されるとする（同、第五条）。なお、親族間の紛争一般については、調停部 bureau de paix に事件が提起された場合にはそのカントン在住の家族員が招集（家族会の招集）されると規定するのみである（同、第六条）。このように Chahroud 草案では主として子の懲戒および扶養問題への対応が示されており、何れも家族会による判断が重視され、間接的ながらも治安判事の関与がなされる。以上のように、親族間の紛争一般については憲法委員会第二章案は親族仲裁人による仲裁による解決を図るものとするが、他の第二章案は治安判事の関与の下での家族会による和解的解決を示す。また、子の懲戒問題については三草案ともが、しかもほ

ば同一の方向での解決方法を示す。即ち、一定数の親族等による家族会が招集され、家族会は父母よりの申立てを受け、子に対する処分を決定する、その処分が監禁の場合は執行に付き更に上級の機関（デバルトマン裁判所長、デバルトマン警察局長・刑事部、国王委員）の判断を要するのである。

そこで、次に、以上のような諸草案に比し、憲法委員会最終法案がどのような対応を示したかを検討しよう。最終法案全体は七月五日に提出されたが、家族裁判所（第九章第二二条〜二五条）に関しては八月五日に報告、審議が行われた。<sup>(12)</sup> 報告者 Thourat は、家族裁判所創設の理由について、一つは、夫婦間、親族間の紛争を炸裂させることなく鎮めるために必要であり、他の目的は、未だ父や後見人の権力の下にありながら、それを無視し、その自由の濫用につき最も正当な不安原因を与える子を法的に懲罰するためであると説明する。即ち、前者は親族間の紛争についての親族による和解的解決を図ろうとするものであり、後者は子の懲戒について懲戒権行使の合理化、適正化を図ろうとするものである。従って、このような、親族間の紛争一般および子の懲戒問題への対処機関としての家族裁判所の位置付けは、第二草案と異なるところはない。そこで、まず、前者に関しては、夫婦間、親子間、兄弟間等においては親族を仲裁人に任命し、その仲裁人に対し申立てをなし、仲裁人は必要な調査の結果判定を下すものとされた（同、第二二条）。これに対しては、仲裁人の選任に関する要望が多数出されたが（仲裁人の人数、当事者による選任、親族が不承諾の場合の裁判官の職権による選任、人数不足の場合の隣人、友人による補充、判定が割れた場合の第三仲裁人の選任、決定への不服申立等）、これらの多くは改めて布告に取り入れるものとされ、当面、第二二条に関しては、当事者に仲裁人の選任義務があること、仲裁人は友人や隣人から補充することが付加されて、原案通り可決された<sup>(13)</sup>（なお、確定条項では、各当事者が二名ずつ計四名の仲裁人を選任し、判定が割れた時は第三仲裁人を選任するものとされ（新第一三条）、また、仲裁決定に不服の時はディストリクトの裁判所に上訴しうるものとされた（新第一四条））。次に子の懲戒問題が取り上げられた。ま

ず、父母、祖父母、後見人は、もはやその逸脱を抑制しえない子、被後見人の行動につき非常に重大な不満原因を有するときは、八人あるいは少なくとも六人の最近親（いないときは友人、隣人で補充）が招集される家族裁判所に訴え出ることができるとされた（第二三条）。この条項は何ら議論なく可決された。ついで、家族裁判所の権限につき、「家族裁判所は、不満原因を確認の後、子、被後見人が二〇才未満の場合是最も重大な場合で一年を超えない期間監禁される旨を決定できる」（第一四条）ものとした。この条項に関しては、監禁対象である子の年齢をめぐって激しい議論がなされた。多くの者がこの年齢は二五才まで拡大されるべきだと要求した。Lanjuinais は国家、家族、個人の利益のためそれが妥当だとし<sup>(14)</sup>、Loys も、風俗の墮落に対しそれを回復すべく過度の配慮はすべきでないが、二五才の修正は取りうる手段の一つであるとして賛成する<sup>(15)</sup>。これに対し強く反発するのは Le Chapelier で、人は二〇才で既に法を認識することができ、また、法により認められうるものであり、一方で市民としての宣誓を認めながら、他方で子供とする関係から解放されないとするのは異常である、と主張する<sup>(16)</sup>。また、Barnave も、政治上の成年は他国（アメリカ：二二才）よりも遅く定めたが（二五才）、公的事柄についての責任、能力はその者の固有の事柄、利害に対する個人責任を認めることにより形成されるとの認識から、二〇才で個人責任を認めるべきであるとして委員会案に賛成する<sup>(17)</sup>。このような意見の対立の中、Le Chapelier は、最初の政治的行為の年齢を二一才に定めたことに鑑み、家族裁判所の権限の停止を二二才と定める再修正案を提案した<sup>(18)</sup>。この再修正案は直ちに採決に付された。採決は、一回目、二回目と定まらなかつたが、指名点呼が行われ、結局、三三八対三一一の少数差で可決された。かくて、第一四条は、監禁対象を満二一才未満の子と修正した上で、可決された。第一五条の審議は八月一日に続行された。この条項は家族裁判所の決定の執行に関するもので、その決定は執行前にディストリクトの裁判所長に提出しなければならず、該裁判所長は、家族を決意させた理由を確認する責任のある検事局員の意見を聞いた上で執行を命

じ、拒否し、あるいは処分を軽減を図るものとした(第一五条)。本条は、検事局員による理由確認には訴訟手続きの形式を要しない旨が挿入されただけで可決された<sup>(19)</sup>。かくして、最終確定条項(第一〇章第二二条〜二七条)<sup>(20)</sup>においては、親族間の諸問題は家族裁判所により解決されるものとし、親族間の紛争一般については親族より選任される四名の仲裁人の決定によって解決され、親の子に対する懲戒問題については二才未満の子について六〜八人の最近親により一年以下の監禁処分がなされ、ディストリクト裁判所長の判断を経て執行されるものとされたのである。そして、これらの規定は、一七九〇年八月二四日、他の重要な司法制度改革規定とともに「司法組織に関するデクレ<sup>(21)</sup>」として布告された。なお、懲戒対象の子の年齢については、確定条項では二才未満の子であったが、デクレでは原案通り二〇才未満の子に修正された(第一六条)。また、その後の法改正により、家族裁判所の管轄について若干の変更がもたらされた。即ち、一七九一年三月六日〜二七日の「新司法秩序に関するデクレ<sup>(22)</sup>」により、親族間の紛争一般については、家族裁判所の管轄であったのが治安判事による調停に付されることとなった(第一九条<sup>(23)</sup>)。しかし、逆に、一七九二年九月二〇日の「離婚の原因、方式および効果を定めるデクレ<sup>(24)</sup>」により、離婚問題が家族裁判所の管轄とされたのである(第二章第一、八条)<sup>(25)</sup>。

以上、家族裁判所創設の経緯について検討してきたが、家族裁判所が革命前においても親族間の紛争解決機関として、とくに子の懲戒問題への対処機関として設置された経験をもつことは注目される。全身分会議へ向けての国民各層の陳情書も子の懲戒問題への関心は高く、封印状によらない合理的手続きによる懲戒・監禁のための機関として家族裁判所の創設を要求していた。そこで、立憲議会は、これらの経緯を踏まえ、親族間の紛争一般および子の懲戒問題の解決のための機関として家族裁判所を創設したのである。家族裁判所は、親族間の紛争一般については親族による和解的解決を図るものとして、子の懲戒については懲戒権行使の適正化を図るものとして、その役割が定められ

た。しかし、その後の法改正により、家族裁判所の役割の変動がもたらされたが（親族間の紛争一般についての治安判事への管轄移管、離婚事件への管轄拡大）、子の懲戒問題については一貫して家族裁判所による対処がなされたのである。即ち、当該問題についての家族裁判所は最近親六く八人（欠如の場合は友人、隣人による補充）により構成されるものとされる。監禁対象は、当初の原案では二〇才未満の子とされていたが、二五才への拡張意見との対立の中、二一才未満の子とする修正案が辛うじて可決されたが、最終的には二〇才未満の子とされた。監禁期間は一年以下に限定され、決定の執行については、その許否、修正権限をもつディストリクトの裁判所長の判断を要するものとされた。かくして、親の子に対する懲戒権行使については、その対象が二〇才未満の子、監禁期間が一年以内に限定されるところにも、上級裁判所の判断を要する家族裁判所の決定に基づいてのみ行使しうるものとされたのである。

注

- (1) プロヴァンスにおける立法、一五六九年勅令、一六二九年オルドナンスにおける家族裁判所については、L. Darnis, *Des tribunaux de famille dans le droit intermédiaire*, thèse, Paris, 1903, pp. 26 et suiv. 参照。
- (2) A. Chassaigne, *op. cit.*, p. 40.
- (3) 家族裁判所の伝統を有するプロヴァンスの第三身分層は、「市公吏により主宰される家族、風俗、懲戒裁判所の設立の許可を要求する。この裁判所は家族によって告発された家庭上および私的な過誤について判決を下すものである」と主張する (A. P. t. 1, p. 697)。その他諸意見については、A. Desjardins, *op. cit.*, pp. 421 et suiv., L. Darnis, *op. cit.*, pp. 44 et suiv. 参照。
- (4) フランス革命初期における司法制度改革については、稲本洋之助教授による一連の研究がある。「フランス革命初期の民事陪審論」(社会科学研究、二〇巻三・四号)、「フランス革命初期の裁判官選任論」(同、二三巻一号)、「フランス革命初期

- における檢察の構造」(同、二四卷二号)、「フランス革命初期における治安判事の創設」(同、二五卷二、三号)。
- (5) 各種草案の各章のタイトル名が稲本・前掲「フランス革命初期の民事陪審論」三〇七―三〇八頁に紹介されている。
- (6) 基本問題一〇項目については、稲本・前掲「フランス革命初期の民事陪審論」三二〇頁、および小山 昇「フランス一九〇年仲裁法について」(小山 昇著作集・第六卷・仲裁の研究)、信山社、一九九一年)三六八頁、に紹介されている。その第九において、商事、行政、租税、警察の各事件について特別の裁判管轄権の要否が問題になれているが、家事事件については触れられていない。
- (7) Nouveau projet sur l'ordre judiciaire conforme aux bases décrétées par l'Assemblée nationale, proposé par le comité de constitution. A. P. t. 10, pp. 735 et suiv., notamment p. 738.
- (8) 他の二草案も親族間の紛争に全く触れていない。憲法委員会第一草案は、治安判事による調停(médiation)については触れていない(A. P. t. 8, p. 447, art. 9.)。また、Dupont 案も、同様に、調停するための特別の任を負った仲裁人もしくは治安判事の設置を提案していない(A. P. t. 12, p. 432, art. 11.)。
- (9) Projet de l'organisation du pouvoir judiciaire, proposé à l'Assemblée nationale, par le comité de constitution. A. P. t. 10, pp. 725 et suiv., notamment pp. 729-730.
- (10) Aperçu d'une nouvelle organisation de la justice et de la police en France, par M. l'abbé Sieyès, mars 1790. A. P. t. 12, pp. 249 et suiv., notamment p. 255. この草案は、議会に提出された、議員に直接配布された。
- (11) Projet de décret. A. P. t. 12, pp. 451 et suiv., notamment p. 455.
- (12) A. P. t. 17, pp. 616 et suiv. 前掲「議会」は、去る二月十日、家族裁判所設置の緊急性についての議論がなされた。Voilà は「ホテルの傷害事件」Nancy 監獄に監禁されている「二十四の放蕩息子」を検事総長が釈放しようとしているが、この息子は父母、兄を殺すところであり、この不幸な家族のために家族がその釈放を願うまでは監禁するよう議長から検事総長へ書状を送ることを認めるよう要求した。これに対し、Le Chapelier は、この発言は確立すべき諸原理に反するものであり、家

族裁判所の創設を急ぐことが重要である」と反対した。同様に Mirabeau 伯も、議長の命令は正に封印状に当たり、恣意の命令は家族の慰めのためのみ発せられるべきではない」と反対し、裁判により犯罪を防ぐべきであり恣意によるべきではないとして家族裁判所創設の緊急性を主張した。結局、議会としても Voitel の提案についての協議はしなかったの  
 ため<sup>90</sup> A. P. t. 11, pp. 488~489.

- (31) A. P. t. 17, p. 621.
- (4) Ibid.
- (15) A. P. t. 17, p. 622.
- (9) A. P. t. 17, p. 621.
- (17) Ibid.
- (21) A. P. t. 17, p. 621.
- (9) A. P. t. 17, p. 721.
- (20) Décret sur l'organisation judiciaire, du 16 août 1790, sanctionné par lettres patentes du 24 du même mois. A. P. t. 18, pp. 104 et suiv., notamment p. 109.
- (21) Décret sur l'organisation judiciaire. Duvergier, op. cit., t. 1, pp. 361 et suiv., notamment pp. 372~373. また、東大社研・前掲『1791年憲法の資料的研究』一四二頁以下、参照。
- (22) Décret relatif au nouvel ordre judiciaire. Duvergier, op. cit., t. 2, p. 248.
- (23) 稲本・前掲「フランス革命初期における治法判事の創設」五十六頁。
- (24) Décret qui détermine les causes, le mode et les effets du divorce. Duvergier, op. cit., t. 4, pp. 559 et suiv. また、L. Robin が行ったテックル案の最終朗読を参照 (A. P. t. 50, pp. 188 et suiv.)。
- (25) 離婚問題における家族裁判所の関与については、双方の合意による離婚の場合は夫婦により各々三名、計六名の最近親

(不在時は友人)が招集され、家族会は離婚申出を受けた後和解を試みるべきものとされる(第二章第一、四條)。また、夫婦の一方が単なる性格の不一致による離婚請求をする場合は、離婚請求者は家族会を招集し、家族会は期間を置きつつ三度  
に亙りその者に翻意を促し、和解を試みる(同、第八―一二條)。*voir* L. Darnis, op. cit., pp. 100 et suiv. 参照。

## 五 懲罰的相続廃除権 *Exhérédation à titre de peine* の廃止

### 1 革命前の状況<sup>(1)</sup>

父の財産相続において、被相続人たる父が不服従、不行跡等の不満原因を有する子を懲罰的に相続廃除することができるかは、当該相続における被相続人の処分の自由、遺言の自由のあり方に関わる。南部成文法地域においてはローマ法の考え方を承け、被相続人の遺言処分による相続人の指定によって相続がなされた。遺言の無効、不存在の場合に法定相続たる無遺言相続 *succession ab intestat* がなされたにすぎない。従って、被相続人たる父は遺言により相続人の指定を行うが(長男子単独相続が通常である)、その際、特定の推定相続人を排除することができることとなる。そして、とくに、義務分 *legitime* を有する推定相続人について、父に対する暴力、重大な侮辱等の一定の《正当な事由(二四事由)<sup>(2)</sup>》に基づいて、遺言変更証書 *codicille* により相続廃除がなされたのである。他方、北部慣習法地域においては法定相続の原則が妥当し、被相続人による遺言処分は大幅な制約を被った。一般的に見て、相続

財産の重要部分である伝来財産については大幅な法定留保 (réservé coutumière (パリ慣習法では五分の四)) を認められ、これは法定相続された。しかし、取得財産については、伝来財産を含めた全財産の一定割合について法定相続人に義務分が認められるものとされたが、残余については原則として被相続人の自由な遺言処分が認められた。そこで、この義務分権者たる推定相続人に関して、父は一定の不満事由に基づき相続廃除をなしうるものとされた。当初、相続廃除の遺言は怒りにかられた行為 *action ab irato* として無効とされえたが、南部における《正当事由》基準の導入に伴い有効視された。

このように、革命前においては、南部成文法地域においても、北部慣習法地域においても、被相続人たる父は、義務分権者たる不行跡なる子に対する制裁として、一定の《正当事由》に基づき、相続廃除をなしたのである。この懲罰的相続廃除権はまさに被相続人たる父の子に対する親権的支配権として行使されるものである。婚姻同意権に関する一五五六年の勅令は、父母の同意なくして婚姻した子に対する制裁として相続廃除をなしうるものとしたが、これにより、相続廃除原因として一五番目の《正当事由》が付加されることになったのである。

## 2 懲罰的相続廃除権の具体的廃止

懲罰的相続廃除権の廃止については、一方では婚姻同意権に関する立法作業において同意なき婚姻に対する制裁としての相続廃除の可否が論じられ、他方では相続立法における遺言の自由との関連で相続廃除の可否が論じられた。

### (1) 同意なき婚姻に対する制裁としての相続廃除の廃止

婚姻同意権に関する立法作業については同意権の対象を中心に既に検討した通りであるが(二)、(二)(二)(参照)、その内、制裁としての相続廃除に関する部分に限定して若干の整理をしよう。

一七九〇年二月三十一日、婚姻の世俗化を追及する聖職委員会は「婚姻の障害、免除および形式に関するデクレ案」<sup>(4)</sup>を提出し、婚姻同意権の対象を限定するとともに、「父母の同意なくして婚姻する子に対する相続廃除の制裁は廃止される」(第一篇第五条)と提案した。議会報告は翌年五月一七日迄遅延したが、報告者 Durand-Maillane はその廃止理由について、相続廃除の制裁はその性質上父母の恣意的自由処分委ねるべき家庭上、私的な制裁といえず、高等法院も多くの修正をもたらしてきたし、確立された市民の平等からして相続財産の分割において男女、長次子等の差別なくまた補充指定もなく平等になされるためには遺言や慣習による気まぐれがやがて追放されるであろう、と主張した。<sup>(5)</sup>この提案は審議に至らなかったが、その趣旨は引き継がれ、一七九二年二月二〇日の委員会案「出生、婚姻および死亡の認定方法に関するデクレ案」<sup>(6)</sup>では制裁的相続廃除の廃止は当然のものとして、もはや廃止規定すら置かなかった。この委員会案に対して提出された諸草案の中で、Pastoret 案(六月一九日提出)は、婚姻同意権の対象の拡大を図るが、しかし、相続廃除については「ローマの法学が我々に伝えた最も不条理な残酷行為の一つである」と批判し、その廃止を提案した(第三篇第一節第一條)<sup>(7)</sup>。その後、委員会案についての審議が進められたが、もはや制裁的相続廃除に関する意見は何ら出ず、一七九二年九月二〇日、デクレとして成立、布告された。そして、このデクレ第二條(二一才成年)についての解釈デクレ(一七九三年一月三十一日)により、二一才の成年者については父母の同意は勿論、尊敬証書なくして婚姻することができ、相続廃除の制裁は課されないことが明らかにされたのである。<sup>(8)</sup>このように、父母の同意なき婚姻に対する制裁としての相続廃除は、委員会の当初案では私的制裁の域を越えるもの、相続における平等を阻害するものとして、その廃止が提案され、その後のデクレ案およびデクレでは、廃止は当然として、廃止規定すら置かれなかったが、最終的には解釈デクレにより制裁的相続廃除の確定的廃止が確認されたのである。

(2) 相統立法における相統廃除の廃止

立憲議會は、一方では「封建制の廃止に関するデクレ」(一七八九年八月二日)に基づき貴族的相統の廃止に関して、他方では法定不平等相統の廃止に関して、一連の相統法の改革作業に着手する。<sup>(9)</sup>ここでは、これらの改革立法作業の内、制裁的相統廃除をもたらすものとしての被相統人の遺言処分に関わる範囲に限定して検討することにする。

立憲議會において被相統人の遺言処分についての議論が初めてなされたのは一七九〇年一月二日の議會においてである。議會では Merlin により憲法・譲渡合同委員会により提出された無遺言相統に関する報告がなされたが、<sup>(10)</sup>これに対し Mirabeau 伯<sup>(11)</sup>が、委員会提案は法によって生じる不平等の消失を図るものであるが、意思 *volonté* により生じる不平等についても同様の手続きを取るべきである、と主張する。そして、具体的には補充指定 *substitution* についての取り組みを要求した。しかし、Cavailles 伯が法案延期と憲法先議を主張したことから、Mirabeau 伯は更に、相統において意思から生じる不平等に関する憲法的作業を提案することを求めた。<sup>(12)</sup>議會は、結局、この Mirabeau 提案を容れ、合同委員会に対し、当該憲法的作業を現報告の印刷配布から一週間後に討議に付すべく提出することを命じたのである。<sup>(13)</sup>しかし、その後、合同委員会からは何の報告もなされなかったが、ようやく一七九一年三月二二日になって無遺言相統に関する新法案(全二三三条)が提出された。報告者 Merlin はこの法案の骨子として二点を指摘するが、遺言処分に関しては、「第四 遺言によって自己の財産を処分できるか、どの程度までできるか」、「第六 遺言または生前贈与により補充指定をなしうるか」が示された。そして、具体的条項としては「第二章 人の処分の効果と制限」(全四〇条)として、相統の事前放棄、相統人指定、補充指定、相統廃除、贈与および遺贈について詳細に決定した。<sup>(14)</sup>その内、相統廃除については「いかなる者も婚姻を原因として相統廃除されえない」(第八条)、「その他の相統廃除原因も、極悪非道な子に対し宣告される刑罰を妨げることなく、同様に廃止される」(第九条)と規

説 定し、制裁的相続廢除が全面的に廢止されるものとされたのである。しかし、この法案審議は、冒頭から延期意見が出され、混乱した。Tronchet は無遺言相続についてのみ立法を行うべきだとし、Mirabeau 伯は無遺言相続、補充指定、遺言処分について検討すべきだと主張した。これに対し、報告者 Merin は第一章第二条（すべての財産の男女、長次子の区別なき平等分割）の単独先議を要求し、修正可決されたが、結局、他については委員会でも再検討することになった。<sup>(15)</sup>

その後、再検討の結果、第一章の無遺言相続については四月一日に再提出され（四月八日可決、全九条<sup>(16)</sup>）、次いで第二章の「人の処分の効果と制限」（全四五条）が四月二日に再提出された。第二章は当初案よりも五力条増えたが、内容的には殆ど変更がなく、相続廢除に関しては全く變動はみられない（第九、一〇条<sup>(17)</sup>）。即ち、第二章の基本的内容は、(1)相続人の指定を認めず、法定相続人による相続とする（第一条）。但し、例外として自由分 portion disponible が認められ、直系卑属が存する場合は一人の相続分まで（全財産の四分の一以内で）、直系卑属が存しない場合は遺贈によつては全財産の二分の一、贈与によつては全部処分できる（第一三、一六条）。(2)補充指定は禁止される（第三条）。但し、父母は、一代に限り、六〇〇〇リールの範囲内で直系卑属に対し讓渡、処分、担保設定を禁止することができる（第四条）。(3)相続廢除は全面的に廢止される（第九、一〇条）、とするものであった。第二章の審議は四月二、四、五、六日と続けられ<sup>(18)</sup>、とくに「遺言の自由」を巡つて肯定論、否定論の徹底した基本論争が繰り広げられた<sup>(19)</sup>。遺言の自由肯定論は Cazales, Saint-Martin, Prugnon がよつて展開された。Cazales は、遺言権は親権の必然的結果であり、これにより父は家族を統率し、老齡に至るまで子の敬意と尊敬をうるのである、政体が自由になり、公的警察力が緩やかになればなるほど、それに唯一代わりうる親権の強化が一層必要になる、と主張する<sup>(20)</sup>。同様に、Saint-Martin も、遺言権を親権の必然的結果として位置付け、父の權威およびそれに対する尊敬を弱めることを恐

れるべきである、子の法律への服従の順化は父の権威への温順かつ恭順な従属を通じてである、と主張する。<sup>(21)</sup>このように、遺言の自由肯定論は、遺言権を親権の一権能として捉え、子に対する親権的統制の手段として位置付けるのである。<sup>(22)</sup>従って、この親権的統制に服しない子に対しては、その制裁として遺言による相続廃除がありうるのである。これに対し、Mirabeau, Tronchet, Robespierreらは遺言の自由否定論を展開した。Mirabeau 伯は、所有権について社会の創造物であり、法律によりその位置と範囲が定められるとし、従って、死後処分である遺言処分についてもその制約を受け、自然によって付与される遺産についての子の権利の平等性の実現という社会的利益、家庭的利益の観点から、分割の著しい不平等を生み出すことを目的とする遺言処分は一切禁止されうるものとする。<sup>(23)</sup>Tronchetも同様の認識を示す。<sup>(25)</sup>これに対し Robespierre は、自由の基礎、社会的幸福の基礎は平等であるという政治的原則に基づき、財産の不平等はあらゆる政治的諸悪の根源であるとして、法が認めた相続における平等が人の特別の自由処分によって妨げられるべきではない、と主張する。<sup>(26)</sup>このように、遺言の自由否定論者は、相続における平等を自然の要請として、あるいは政治的原則として重要なものと位置付け、その実現手続である法定相続主義を承認し、遺言処分を原則的に否定するのである。従って、ここには、制裁としての相続廃除の余地はみられないのである。さて、議会では、以上のような基本論争の展開を前に、本章の提案者である Le Chapelier 自身が審議の延期を提案し、少なくとも補充指定の廃止だけについての審議要求が出されたが、審議は全面的に延期(廃案)されるに至り、制裁的相続廃除の廃止規定は実現をみなかった。

その後、遺言処分に関する具体的立法作業がなされたのは国民公会においてである。一七九二年一〇月二五日に補充指定の廃止が布告された後、一七九三年三月に、相続廃除問題、遺言処分問題が取り上げられた。三月五日、一議員が相続における分割の平等に関する法律案の提出を要求したのを受けて、国民公会は、とくに卑属間の平等原則の

確立が望まれるとして、それについての検討・報告を立法委員会に課した。<sup>(28)</sup> ついで、三月七日、Pauvres は貴族階級が革命賛同者を革命から離反させ、また抑圧すべく用いるあらゆる手段の中で、最も効を奏した手段が相続廃除であるとして、革命への憎悪でもってなされた遺言に反対しつつ、この残酷な手段たる相続廃除を廃止すべきことを要求した。<sup>(29)</sup> これに対し、Mailhe は、同様の認識を示しつつも、その濫用の根源自体を問題にすべきであるとして、遺言の権利の廃止を要求した。<sup>(30)</sup> Mailhe の提案が Gensonné, St. André らの支持をえて議論の方向を決したが、生前処分をも問題にすべきであるとし、その提案は自由処分権そのものの廃止へと一般化された。<sup>(31)</sup> 議論としては提案の基本線は了承されたものの、傍系血族への適用の要否、遡及効の可否等については意見の一致をみず、結局、原則的事項についてのみ可決された。<sup>(32)</sup> 即ち、「直系間において自己の財産を処分する権能は、死因であると、生前であると、贈与契約であるとを問わず、廃止される。その結果として、卑属は全て、その尊属の財産の分割について同等の権利を有する」と布告された。<sup>(33)</sup> このデクレにより、直系血族間においては、いかなる自由処分も許されず、絶対的に法定相続が行われることが明定されたのである。従って、ここに、直系卑属間の財産的平等を害する遺言処分、その一環として革命への憎悪により濫用的に行使された制裁的相続廃除は廃止されるに至ったのである。その後、このデクレの方向性は共和暦二年霧月五日（一七九三年一〇月二六日）デクレおよびその具体化、体系化である同年雪月一七日（一七九四年一月六日）デクレによって再編強化された。<sup>(34)</sup> これらにおいては、子を害することになる傍系血族や他人のた

めは一切の自由処分が無効とされること、その無効は一七八九年七月一四日に遡及するものとされること等が新たに追加されて体系化され、直系血族間のみならず傍系血族、他人との関係においても子の財産的平等を害する一切の自由処分が禁止されたのである。従って、制裁的相続廃除も全面的に廃止されるのであるが、この点については、更に、共和暦二年実月九日（一七九四年八月二六日）のデクレによって明確にされた。即ち、このデクレは雪月一七日デ

クレの適用に関する諸問題への個別的対応を示したものであるが、その第二三問において、父の同意なき婚姻を事由とした子の相続廃除の可否に関し、「子の一方から奪うもの（相続分）を他方へ与えることを必然的にもたらしことになる全ての相続廃除は、一七八九年七月一四日以降に発生した全ての効果とともに、絶対的に廃止される」と布告した。<sup>95</sup>このデクレは、既述の一七九三年一月三十一日の解釈デクレ（一）参照）に対応するものであり、ここに、あらゆる原因に基づく制裁的相続廃除の全面的廃止が明確にされたのである。<sup>96</sup>

さて、以上において、懲罰的相続廃除権の廃止過程について検討してきた。革命前においては、被相続人たる父は、相続人たる不行跡な子に対する制裁として、一定の《正当事由（二五事由）》に基づき相続廃除をなしうるものとされ、これは父の子に対する親権的支配の一環でありえたのである。しかし、革命期の立法作業においては、婚姻の自由および相続における平等との関連でその廃止が検討されたのである。婚姻の自由との関連では、二一才の成年者の婚姻においては父母の同意は不要とされるとともに、従来同意なき婚姻に対する制裁としてなされた相続廃除も廃止された。相続における平等との関連では、被相続人の遺言処分可否という形で論じられた。議会は無遺言相続における平等問題と並んで人の意思により生じる不平等問題を取り上げ、その一環として相続廃除の全面的廃止の方針を示した。しかし、審議は曲折を経、とくに遺言の自由をめぐる基本論争においては、肯定論者は子に対する親権的統制手段として遺言権、相続廃除権を位置付け、自然的要請あるいは政治的原則として法定相続肯定、遺言処分、相続廃除否定の立場の否定論者と鋭く対立した。相続廃除に関する議論の進展がみられたのは国民公会においてである。革命への憎悪による濫用的な相続廃除権の行使が問題とされ、それを含めた遺言の権利の廃止について議論された。そして、ついに、一七九三年三月七日のデクレにより直系血族間において、共和暦二年霧月五日、同年雪月一七日デクレにより直系血族間のみならず傍系血族、他人との関係においても、子の財産的平等を害する一切の自由処分

論 説  
が禁止され、ここに制裁的相続廢除の全面的廢止が實現されたのである。共和曆二年五月九日のデクレは、同意なき婚姻を事由とした場合も含め、全ゆる事由に基づく制裁的相続廢除の全面的廢止を再確認したのである。かくして、不行跡、不従順な子に対する親權的統制權の一環として機能してきた懲罰的相続廢除權は、ここに全面的に廢止されるに至り、親權の支配權的性格は一層滅殺されることになったのである。

注

- (1) 革命前における懲罰的相続廢除の状況については V. Tannon, *L'exhérédation à titre de peine dans l'histoire du droit française, thèse, Paris, 1907*, et H. Kuhn, *L'exhérédation en droit civil français, thèse, Paris, 1943*, 参照。
- (2) エスチニアヌス帝の新勅令 *la Nouvelle* は単屬、尊屬、兄弟の各々についての相続廢除原因を定めるが、単屬については次の一四事由を挙げる(第一一五、第三章)。(1)子の父に対する正当防衛でない加害、(2)父の不名譽になる重大な侮辱、(3)父に対する刑事告発、(4)悪人の生活への仲間入り、(5)父の生命への危害行為、(6)父の妻妾との犯罪的交際、(7)父に対する損害を受けた旨の訴えの提起、(8)成年子の監獄にある父の救出の拒絶、(9)父の遺言の妨害、(10)喜劇役者や見世物、劇場關係者、あるいは剣闘士への仲間入り、(11)未成年女子の結婚を差し置いた淫乱な生活の選択、(12)子の激怒した親の無視、(13)捕虜になった親の請出しの無視ならし拒絶、(14)子の異端者である。これらの事由はフランスにおいても採用された。H. Kuhn, *op. cit.*, p. 10.
- (3) Isambert, *op. cit.*, t. 13, p. 469. 参考。
- (4) *Projet de décret des comités ecclésiastique et de Constitution, concernant les empêchements, les dispenses et la forme des mariages*. A. P. t. 26, pp. 172 et suiv.
- (5) A. P. t. 26, p. 169.
- (6) A. P. t. 38, pp. 690 et suiv., notamment p. 692.

- (7) A. P. t. 45, p. 385 et 387. Opinion de E. Pastoret sur la manière de constater l'état civil des citoyens, Arch. Nat., ADX<sup>III</sup>c 192.
- (8) A. P. t. 58, p. 94, et Décret qui interprète l'article du décret du 20 septembre 1792, par lequel majorité est fixée à vingt-un ans. Duvergier, op. cit., t. 5, p. 166.
- (9) フランス革命期における相続法改革の全体について詳細に分析したものととして、稲本洋之助『近代相続法の研究』(岩波書店、一九六八年)がある。以下の分析もこれにちなむことが大きい。また、G. Aron, Etude sur les lois successorales de la révolution depuis 1789 jusqu'à la Promulgation du Code civil (I)(2), Nouvelle Revue historique de droit français et étranger, 1901, pp. 445 et suiv., et pp. 585 et suiv. et A. Dejaice, Les règles de la dévolution successorale sous la révolution (1789-1794), thèse, Paris, 1957. 参照。
- (10) A. P. t. 20, pp. 598 et suiv.
- (11) A. P. t. 20, p. 605.
- (12) A. P. t. 20, p. 606.
- (13) A. P. t. 24, p. 45. 尚、この一一点全体については、稲本・前掲書、一八九〜一九〇頁に紹介されている。
- (14) 第二章の内容の概要については、稲本・前掲書、二二三〜二三四頁、参照。
- (15) 以下に引くは、A. P. t. 24, pp. 45〜50. それ及び、稲本・前掲書、一九〇〜一九二頁。
- (16) Décret relatif au partage des successions ab intestat. Duvergier, op. cit., t. 2, pp. 348〜349. その内容分析については、稲本・前掲書、一九八〜二〇三頁、参照。
- (17) A. P. t. 24, pp. 506〜508.
- (18) A. P. t. 24, pp. 505 et suiv., 541 et suiv., 562 et suiv., 597 et suiv.
- (19) 「遺言の自由」をめぐっての基本論争については、稲本・前掲書、二一五〜二二二頁だが、肯定論、否定論に整理して分析がな

- (20) A. P. t. 24, p. 575.
- (21) A. P. t. 24, p. 546. et Discours sur inégalités qui dans les successions sont l'effet de la volonté de l'homme, Arch. Nat., ADIVc 164.
- (22) 熊本教授はこの遺言の自由肯定論について、「中心的なわがいは、近代的な所有権の自由を擁護して「遺言の自由」をその論理的帰結とするところではなく、むしろ家族における家父(長) père (chef) de famille の地位と家父(長)を中心とする家族の結合の維持を目的とし、遺言処分をその支配と結合の最も効果的な武器として、維持することだであった」というべきである(二二五―二二六頁)。
- (23) Mirabeau 伯爵四月二日朝死した。彼は死直前に遺言相続に関する長大な演説草稿を作成しており、これを Talleyrand-Perigord を議長と朗読した。Discours sur l'égalité des partages dans les successions en ligne directe, par M. de Mirabeau. A. P. t. 24, pp. 510 et suiv. et Arch. Nat., ADII 48.
- (24) A. P. t. 24, pp. 511―513. この有名な認識に基づき、Mirabeau は「結論として」(1)相続財産の分割は法律により定められるべきである、但し、例外として全財産の二〇分の一について自由処分を認めうる、(2)補充指定は禁止される、とする(p. 515.)。
- (25) A. P. t. 24, pp. 565―566. 尚、Tronchet が「例外として相続財産の四分の一につき自由処分を認めよ(p. 569.)」。
- (26) A. P. t. 24, pp. 562―564. Robespierre が相続人以外の者に対する一定部分の自由処分を認めよ(p. 564.)。
- (27) Décret sur l'abolition des substitutions. Duvetier, op. cit. t. 5, p. 57. その内容は、「(1)新規の補充指定の禁止(第一条)。(2)既設未開始の補充指定の無効(第二条)。(3)既に開始した補充指定の効力の指定財産取得者のためのみの保存(第三条)」である。熊本・前掲書、二四〇―二四二頁。
- (28) A. P. t. 59, p. 613.

- (82) A. P. t. 59, p. 680.
- (83) Ibid.
- (15) A. P. t. 59, p. 682.
- (82) A. P. t. 59, pp. 680~683.
- (83) Décret qui abolit la faculté de tester en ligne directe. Duvergier, op. cit., t. 5, p. 185. および 稲本・前掲書「二四一〜二四三頁」。
- (24) この二つの草案の成立過程およびその内容については、稲本・前掲書「二五〇〜二五三頁」参照。
- (85) Loi sur diverses questions relatives aux donations, successions et substitutions (23e question). Duvergier, op. cit., t. 7, p. 318.
- (86) V. Tannon, op. cit., p. 105, et H. Kuhn, op. cit., p. 18.

## 六 おわりに

さて、以上において、国民議会成立後、民法典編纂事業着手までの期間における親権制度改革の経過と内容について、子の身上に関する諸問題を中心に個別的に検討してきた。そこで、以下においては、結びとして、これら個別的な問題を相互に関連付け、全体としての親権制度改革の特徴および内容について総括的に整理し、革命期法における親権制度改革の意義について検討することとする。

まず、革命期法における親権制度改革の特徴および内容としては次の諸点を挙げることができる。

第一は、これら個別的諸問題への対処の根底には、親権を自然権として位置付ける認識が窺われることである。

Muraire は、父母の婚姻同意権に関する議論において、親の子に対する諸権利は自然が親に与えたものであり、神聖で尊重すべき権利であると位置付けた上で、その諸権利の持つ限界について論じている<sup>(1)</sup>。また、Göler も、父の子に対する愛情、親子としての慈愛、出生の恩恵を受けた者に要求される父への尊敬は自然に基礎付けられた感情であり、自然と同様不易であるとし、このような自然的基礎の上に親子間の権利、義務を位置付け、併せて親の権利の限界を論じる<sup>(2)</sup>。後の立法者 Barier は、このような認識を受け、「今日まで我々の使用が認めてきた意味での親権について語ることは止められる。父と母の側からの保護、子の側からの正当な敬意、これこそが自然の声、自然の法である」として、まさに自然に基礎付けられた親権概念の提案を行うのである<sup>(3)</sup>。以上のように親権は自然権として位置付けられているのであり、このような親権概念の形成について、「親権改正の目的は風俗の後退やアンシアン・レジームの法が変質させた本源的諸関係の純粹な *la pureté des rapports originels* を再発見することであり、まさに「自然状態への回帰」である、と評されている<sup>(4)</sup>。

第二に、親権の対象および婚姻同意権の対象については、両者とも統一的に専ら二一才の未成年者に限定された。

親権の対象は家長権廃止問題および成年到達年齢問題において議論され、とくに後者については親権の本質的限界論あるいは風俗維持論の立場から、意見の対立がみられた。まず、南部地方を中心にみられた親の子一般に対する家長権 *patria potestas* の廃止が問題とされた。これについては、先行して論議されていた相続人（とくに卑属）の財産的平等の確保、反革命的相続廃除権の否定の立場から、殆ど異論なく廃止されるに至り、これにより親権の対象は専ら未成年者に限定されることになった。そこで、次に、成年到達年齢を何才と定めるかが問題となるが、ここで

は鋭く意見が対立した。成年については政治上、婚姻上、民事上の三つのレベルで論じられたが、前者は別異に解され、議論は後二者について展開された。まず婚姻上の成年が問題にされ、婚姻同意権の対象問題として論じられた。

議論としては、Gohier<sup>(6)</sup>による親権の本質的限界論および子の婚姻権の自然権的構成の立場からの二〇才説、Pastorel, Lemonley<sup>(7)</sup>による風俗、家庭の美德維持論の立場からの二五才説の対立の中、委員会による婚姻の自由の立場からの二一才を実質的对象とし、二五才までは父母の単なる同意請求（尊敬証書）を要するとする折衷案が審議された。しかし、これに対し Ducastel から婚姻上の成年と民事上の成年との論理的矛盾が指摘され、結局、民事上の成年が二一才と定められることになり、婚姻上の成年と統一化されたのである。そして、民事上の成年は全ての民事上の効果に及ぶとされたことから、婚姻同意権についても尊敬証書が廃止され、相続廃除の制裁が否定されたのである。以上のように、親権の対象については、家父長権の廃止とともに、専ら二一才未満の未成年者に限定され、婚姻同意権についても親権と全く同一に位置付けられたのである。なお、後述のように、懲戒権の対象についても、二一才未満の子（最終確定は二〇才未満）に限定された。

第三に、親権の中心的内容としての懲戒権行使について適正化が図られた。アンシアン・レジーム下における懲戒権の核心は封印状による投獄・監禁であったが、封印状は、市民的自由の確保の観点から、人権宣言第七条において廃止の大原則が定められ、続いて「特別命令により監禁された者に関するデクレ」により名実共に全廃された。しかし、不行跡な子に対する懲戒それ自体は必要なものとされたのであり、問題とされたのは懲戒権行使の適正化手続きであった。憲法委員会の提案により議会は、司法制度改革の一環として、親族・家族間紛争の処理機関として家族裁判所を創設し、子の懲戒問題についての専属管轄権を認めたのである。即ち、最近親六〜八人（欠如の場合は友人、隣人による補充）により構成される家族裁判所は、父母等により提出される二〇才未満の子等の懲戒問題について審議

説し、一年以内の監禁処分の決定をなしうるものとされ、ただ、その決定の執行についてはディストリクト裁判所長の判断を要するものとされた。なお、懲戒権の対象たる子の年齢については、二〇才未満とする原案に対し風俗維持論等による二五才拡大説も強く主張されたが、一旦二一才未満に決定され、最終的には原案通りに決した。以上のように、父母の懲戒権行使については、その対象が二〇才未満の子、監禁期間が一年以内に限定されるとともに、家族裁判所およびディストリクト裁判所の二重のコントロールの下に置かれ、適正化が図られたのである。

最後に、親に不服従あるいは不行跡な子に対する制裁としての懲罰的相統廃除権の全面的廃止がなされた。懲罰的相統廃除権の廃止は、まず婚姻同意権との関連で問題とされ、二一才以上の成年者の婚姻については父母の同意は実質的にも、形式的にも不要とされたことに伴い、従来同意なき婚姻に対する制裁としてなされた相統廃除も廃止された。次いで、革命への憎悪による濫用的な相統廃除権の行使が問題とされ、親権的統制権の一環としての遺言の自由  
|| 相統廃除肯定論者の強い主張もあったが、相統における子の財産的平等の絶対的確保の要請の前に、懲罰的相統廃除権の全面的廃止がなされた。こうして、父母の同意なき婚姻を事由とする場合も含め、あらゆる事由に基づく懲罰的相統廃除権の全面的廃止がなされるに至ったのである。

さて、以上のように、革命期法における親権制度改革は、一方では家父長権、封印状および懲罰的相統廃除権の廃止を極めて徹底した形で行い、他方では親権を自然権として位置付け、親権および婚姻同意権の対象を専ら二一才未満の未成年者に限定、懲戒権行使について家族裁判所を通じて適正化を図るといふ形で、アンシアン・レジーム下における家父長的権威主義的親権制度に対する全面的な批判としての性格と内容をもつて展開されたのである。まさに、革命期立法者はアンシアン・レジーム下の親権を専制主義 *despotisme* とつて批判し、政治社会と同様、自由と平等の観念に基づいて規律される家族関係、親子関係を構築しようとしたといえるのである。<sup>(8)</sup> 即ち、ここでは、親

子関係について、いわば自由と平等觀念が徹底して貫徹され、子については家族の中における個人としての眞の權利と自由・平等の主体たる地位の確立が目指されたのである。従って、このような自由・平等を基礎にした親子関係においては、もはや権力と服従の關係ではありえず、親権は子の自然的必要性に基礎付けられた相互的な權利、義務の総体として位置付けられることにならう。<sup>(10)</sup> 前述の Berliet は、このような親子關係に基づく親権を《愛情的權威 autorité d'affection》と位置付けている。<sup>(11)</sup> かようにして、革命期法における親権制度改革は、子を自由・平等の權利主体として位置付け、子が親の世話と援助を必要とする二才未満に限り、自然権に基づき、もはやいかなる權力の要素も帯びない親権による保護のあり方を示したのである。即ち、Ducastel 私案が示したように、<sup>(12)</sup> 親権は「唯一子どもの利益のために存在すべき権限」、「純粹に子どもを育成し、保護する權利」として位置付けられたのである。このような方向性は、まさに、親権法の中核に子の權利、利益を位置付ける現代法と共通のものがあるのであり、ここに革命期法親権制度の「現代性」を確認することができる。

しかし、このような特徴と内容をもつ革命期親権制度は、民法典の編纂事業、とくにテルミドールの反動後の過程において大きく再編されていくことになる。その到達点である一八〇四年ナポレオン法典は家族關係、親子關係の權威主義的再編を図り、父権の復活、懲戒權行使の適正化手続きの大幅後退、婚姻同意權の対象の拡大等、革命期法における親権制度改革の成果を大幅に後退させている。革命期法親権制度がこれら民法典編纂過程においてどのような背景と論理でもって再編・継承されていくのか、その到達点であるナポレオン法典においていかなる親権制度として確立されるのか、については次稿の課題とする。

## 注

(1) A. P. t. 38, p. 535.

(2) A. P. t. 45, p. 677.

(3) Berlier, Discours et projet de loi, sur les rapports qui doivent subsister entre les enfants et les auteurs de leurs jours, en remplacement des droits connus sous le titre usurpé de puissance paternelle. Arch. Nat., AD II 46, p. 5.

(4) 親権の自然権としての位置付けは公教育との関連でも論じられた。A. Condorcet は「教育の自由」論者として著名だが、その基礎付けとして親の教育権を自然権として把握するのである。即ち、「父親が保有する子女養育権は、社会に先行する自然権である。それゆえ、法律はこの権利を父親から奪うことはできなから」(論文「旧教を損なうことなく、新教徒を人間として遇する方法について」)、あるいは「人間が集合して社会を構成しているのは、ただ自分たちの自然権を、より完全に、より平穩に、より確實に行使用することができるようにしようがためである。いうまでもなく、この自然権には自分子どもたちの幼児期を監督し、かれらの知識を補充し、その脆弱さを保護し、生得的な理性を指導し、幸福になれるようかれらを準備する」という権利が含まれている」(論文「公教育の本質と目的」)と主張する。松嶋 鈞『フランス革命期における公教育制度の成立過程』(亜紀書房、一九六八年)二五四〜二五五頁、コンドルセ著、松嶋訳『公教育の原理』(明治図書出版、一九六二年)三三頁。

(5) P. Murat, La puissance paternelle et la Révolution française : essai de régénération de l'autorité des pères, in I. Théry et C. Biet, op. cit., p. 391.

(6) Gohier によれば「父母の権限は、子が父母の世話と援助についても必要性に基づくものであり、…子は社会的存在になるまでは父母の権力の下に止まるべきであるが、子が自らの義務を感じ、権利を認識できるようになるや否や父母の権力は停止すべきである。これらが親権が基礎付けられた諸原理である」とされる (A. P. t. 45, pp. 677-678)。同じくは J. J. Rousseau の直接的影響がみられる (本田・平岡訳『人間不平等起源論』(岩波文庫)一一三頁、参照)。

- (7) Pastoret は「風俗が浄化されているあらゆる人民の下においては親権は大きな特徴をもった。ここでは家庭の美德がよるべき源であり、いわば公的美德の倉庫である」といふ (A. P. t. 45, p. 385)。また Lemonley も「親権は風俗の純粹性、それを通じての帝国の自由を維持する最良の手段として帯びなされてきた」ことを強調する (A. P. t. 46, p. 215)。
- (8) M. Garaud et R. Szrankiewicz, op. cit., p. 136.
- (9) これに関し、稲本教授は、革命期法における家族像について「革命期には封建的ないし家父長的大家族制度の覆滅のために自由主義・平等主義に徹して『単婚家族』を突き抜けるところまで進」んだ、と評される。同・前掲「フランス近代の家族と法」一七頁、同・前掲書、三六八頁。
- (10) P. Murat, op. cit., p. 394.
- (11) Berlier, op. cit., p. 6.
- (12) 二、注(38)参照。

(一九九二・一〇・一五)